

尼崎市 こども・若者総合計画 (資料編)

令和7年3月

尼 崎 市

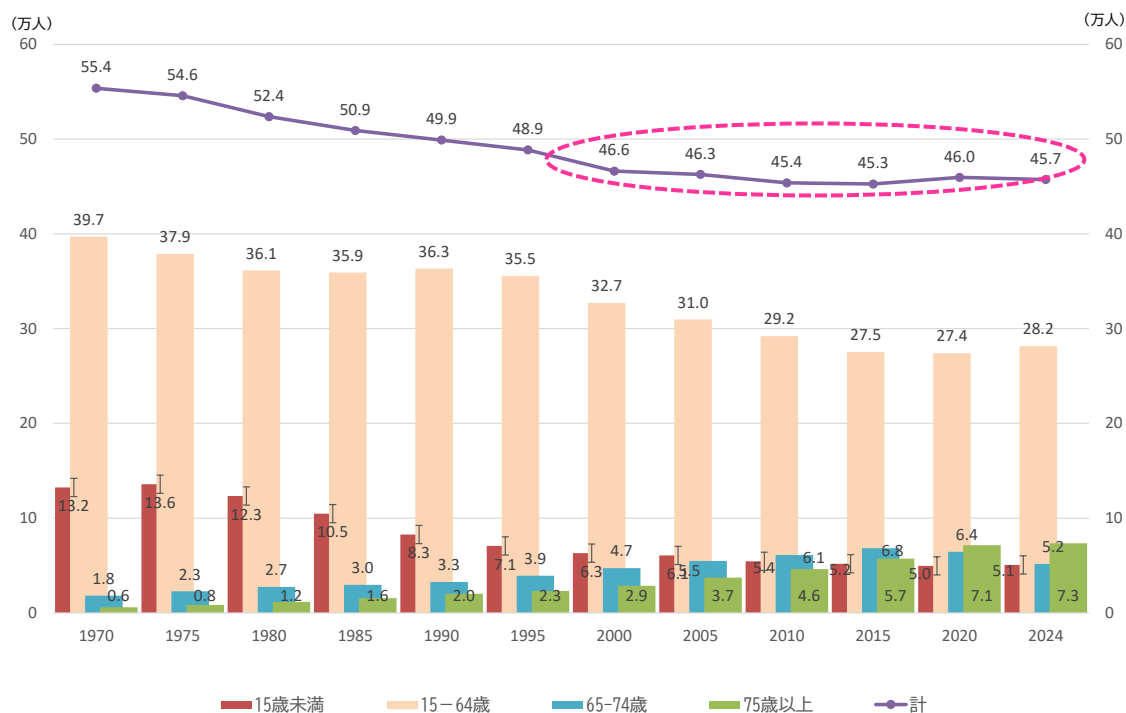
目 次

1	統計データ等からみる尼崎市の現状.....	1
	（1）人口の推移.....	1
	（2）将来推計人口.....	3
	（3）人口動態.....	4
	（4）世帯の状況.....	5
	（5）保育所等の施設数及び利用状況.....	7
	（6）幼稚園・児童ホームの状況.....	8
	（7）「いくしあ」の状況.....	9
	（8）要保護児童対策協議会 要保護児童の状況.....	11
	（9）いじめ・不登校の状況.....	12
	（10）就学援助認定・生活保護の状況.....	14
	（11）ユース交流センターの利用状況及び尼崎市内の居場所.....	15
	（12）子どものための権利擁護委員会の状況.....	16
2	尼崎市の子育て環境に関するアンケート調査.....	17
	（1）調査概要.....	17
	（2）回答者の属性.....	17
	（3）出産や育児のために必要だと思う施策.....	19
	（4）子育ての不安や悩みに関して希望する相談先.....	19
	（5）こどもの意見を反映させるために必要な場.....	20
	（6）仕事と子育てを両立するために必要と思う支援.....	20
	（7）地域のこどもの遊び場に日ごろ感じること.....	21
	（8）尼崎市が「子育てしやすいまち」になるために改善すると良いこと.....	26
	（9）尼崎市の子育て環境に対して不満な点.....	26
	（10）子育て支援でもっと力を入れてほしいこと.....	31
	（11）自由意見.....	32
3	用語解説.....	35
4	放課後児童対策パッケージ.....	37
5	諮問書.....	38
6	答申書.....	39
7	尼崎市子どもの育ち支援条例.....	40
8	尼崎市子ども・子育て審議会条例.....	48
9	尼崎市子ども・子育て審議会委員名簿.....	50
10	計画の策定経過.....	52

1 統計データ等からみる尼崎市の現状

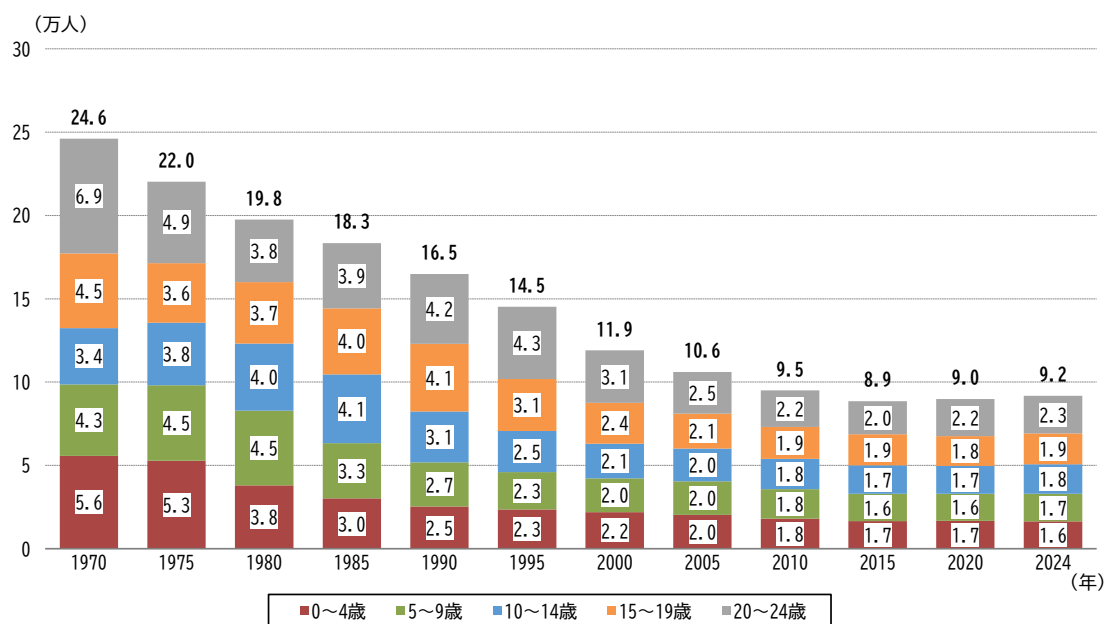
(1) 人口の推移

① 人口の推移：国勢調査（単位：万人）



○本市の人口は、2000年以降、45万人から46万人の間で推移し、横ばいの傾向が続いている。

② 0歳から24歳 人口の推移：国勢調査（単位：万人）



○0から24歳の人口の推移では、2015年以降はおよそ9万人で推移し、横ばい傾向である。

③ 5か年の地区別人口の推移（単位：人）

人口（各年度末現在）

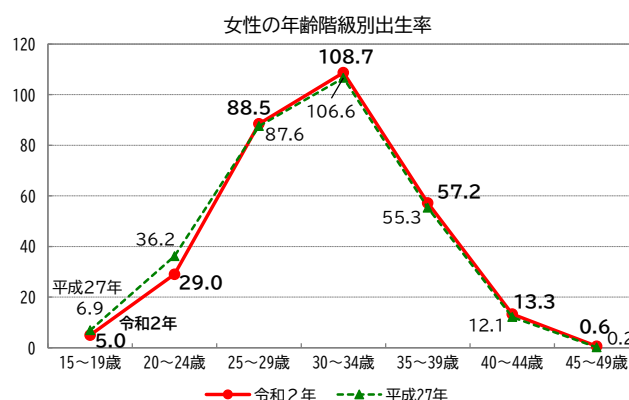
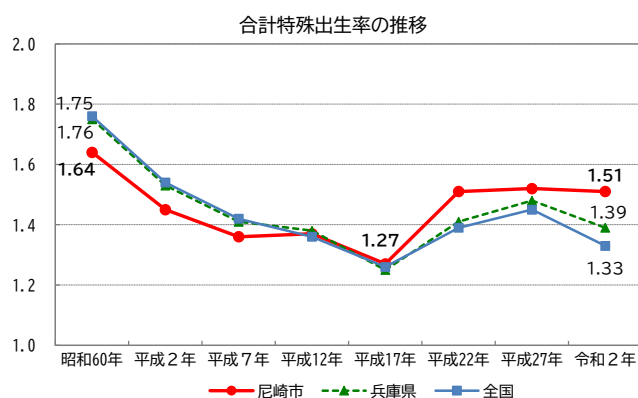
（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	変化(R1-R5 年度)	
						実数	増加率
全 市	463,236	461,988	459,261	458,313	457,237	▲5,999	▲1.3%
中央地区	52,847	52,752	52,346	52,116	51,774	▲1,073	▲2.0%
小田地区	75,378	74,787	74,207	74,408	74,239	▲1,139	▲1.5%
大庄地区	53,147	52,891	52,003	51,425	51,053	▲2,094	▲3.9%
立花地区	108,129	107,996	107,473	107,051	106,966	▲1,163	▲1.1%
武庫地区	76,501	76,218	75,766	75,397	75,154	▲1,347	▲1.8%
園田地区	97,234	97,344	97,466	97,916	98,051	817	0.8%

資料：尼崎市の人口（住民基本台帳人口）

○5か年の地区別人口では、園田地区のみ817人（0.8%）の増となっているが、その他の地区では、人口は減少している。

④ 合計特殊出生率

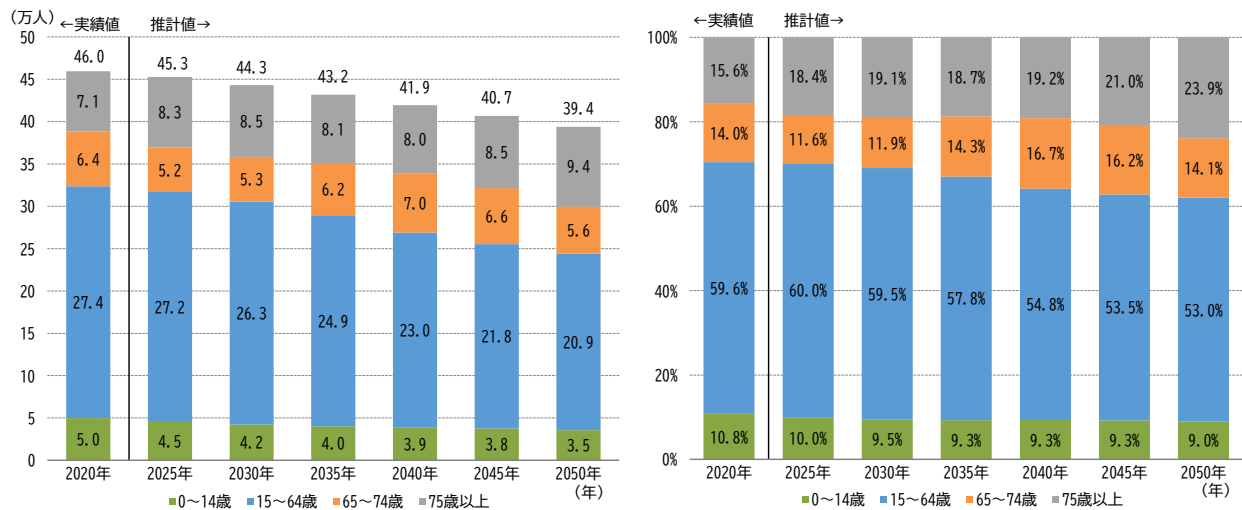


資料：兵庫県（国勢調査及び人口動態統計調査）

○本市の合計特殊出生率は、全国、兵庫県と比べ高い水準にある。女性の年齢階級別の出生率では、令和2年と平成27年を比較すると20～24歳の出生率が低下している一方で、25歳以上の出生率が、すべての年齢階級で高くなっている。

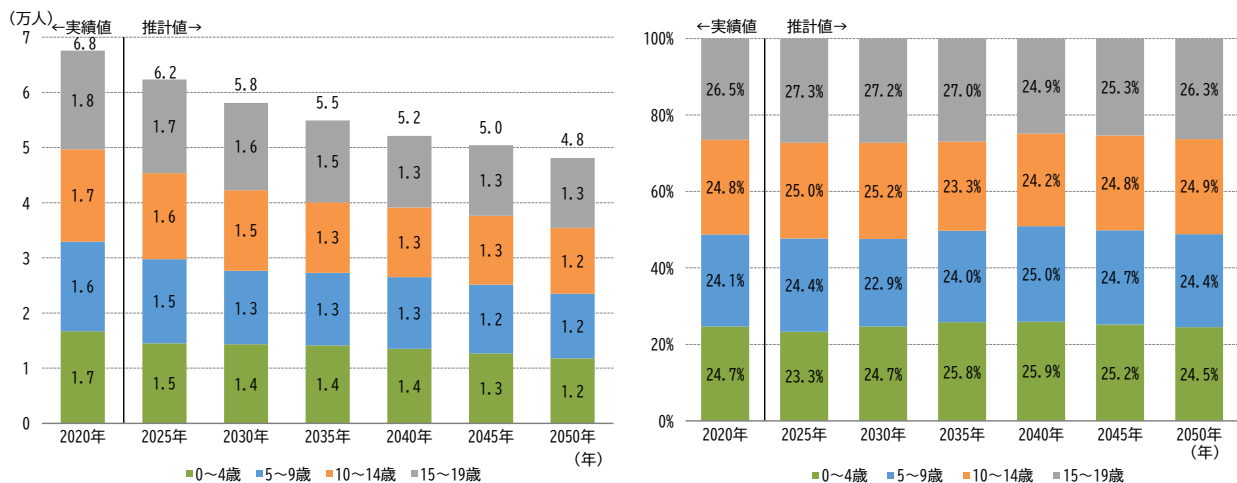
(2) 将来推計人口

① 全人口



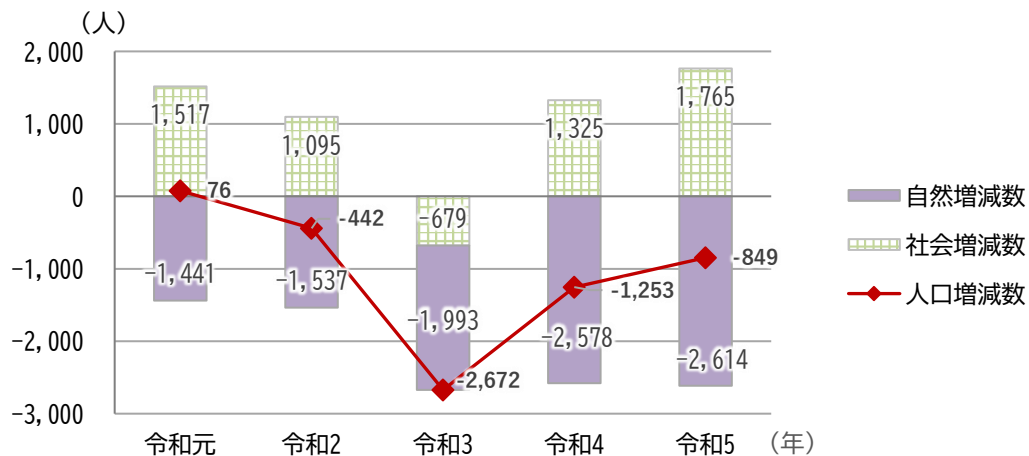
○国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口(令和5年推計)は、令和2(2020)年国勢調査をもとに、令和32(2050)年までの5年ごと30年間について、男女5歳階級別に推計したもの。2020年と比較すると、2050年では全体で約6.6万人減(△14.3%)と推計されている。15~64歳では、約6.5万人減(△23.7%)の、0~14歳では、約1.5万人減(△30%)となる。

② 0~19歳人口



(3) 人口動態

尼崎市の人口増減数の推移



資料：尼崎市人口月報

人口動態 (単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 市	76	▲ 442	▲ 2,672	▲ 1,253	▲ 849
中央地区	▲ 58	▲ 46	▲ 167	▲ 458	▲ 304
小田地区	▲ 230	▲ 571	▲ 833	105	10
大庄地区	▲ 426	▲ 302	▲ 655	▲ 708	▲ 458
立花地区	▲ 30	29	▲ 546	▲ 385	▲ 151
武庫地区	▲ 93	▲ 51	▲ 409	▲ 473	▲ 110
園田地区	913	499	▲ 62	666	164

自然動態 (単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 市	▲ 1,441	▲ 1,537	▲ 1,993	▲ 2,578	▲ 2,614
中央地区	▲ 432	▲ 446	▲ 439	▲ 562	▲ 539
小田地区	▲ 370	▲ 374	▲ 466	▲ 585	▲ 504
大庄地区	▲ 387	▲ 399	▲ 485	▲ 495	▲ 604
立花地区	▲ 284	▲ 353	▲ 490	▲ 509	▲ 503
武庫地区	▲ 83	▲ 43	▲ 110	▲ 230	▲ 250
園田地区	115	78	▲ 3	▲ 197	▲ 214

資料：尼崎市人口月報

社会動態 (単位：人)

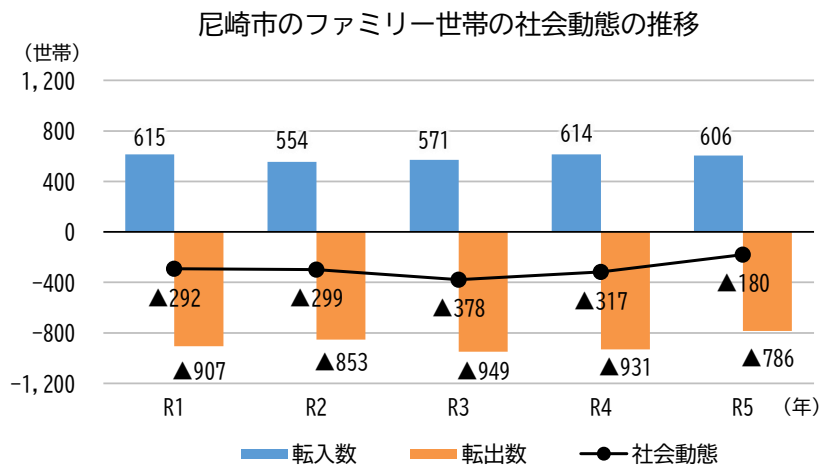
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 市	1,517	1,095	▲ 679	1,325	1,765
中央地区	374	400	272	104	235
小田地区	140	▲ 197	▲ 367	690	514
大庄地区	▲ 39	97	▲ 170	▲ 213	146
立花地区	254	382	▲ 56	124	352
武庫地区	▲ 10	▲ 8	▲ 299	▲ 243	140
園田地区	798	421	▲ 59	863	378

資料：尼崎市人口月報

○令和5年本市の人口動態は、自然動態では、出生が3,322人、死亡が5,936人で2,614人の減少となった。一方、社会動態は、転入が19,555人、転出が17,790人で1,765人の増加となった。社会動態の増加数は、社会動態が減少に転じた昭和44年以降で、最も高い数字となった。

(4) 世帯の状況

① ファミリー世帯（５歳未満の子どもがいる世帯）の状況



ファミリー世帯の社会増減数（転入－転出）

（単位：世帯）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	変化 (R1-R5年)
合 計	▲ 292	▲ 299	▲ 378	▲ 317	▲ 180	112
神戸市	▲ 18	▲ 41	▲ 34	▲ 24	17	35
明石市	▲ 13	▲ 19	▲ 15	▲ 21	▲ 20	▲ 7
西宮市	▲ 39	▲ 45	▲ 30	▲ 49	▲ 29	10
伊丹市	▲ 62	▲ 71	▲ 78	▲ 76	▲ 57	5
宝塚市	▲ 45	▲ 43	▲ 26	▲ 15	▲ 31	14
大阪市	38	36	43	63	54	16
豊中市	▲ 8	▲ 9	▲ 11	▲ 4	▲ 4	4
東京圏	▲ 36	0	▲ 9	▲ 8	▲ 3	33
その他	▲ 109	▲ 107	▲ 218	▲ 183	▲ 107	2

資料：尼崎市都市政策課

- ファミリー世帯については、令和元年から令和5年にかけて、表に記載しているほぼすべての自治体で本市からの転出超過となっている。明石市、西宮市、伊丹市及び宝塚市へは毎年ファミリー世帯の転出超過が続いている。
- 一方、大阪市からは毎年転入超過の状態にあり、その超過数は40世帯前後で推移していたが、令和5年では約50世帯と微増した。
- 令和5年では、転入が606世帯、転出が786世帯で、180世帯の転出超過となり、前年の317世帯から大幅に改善（43.2%の減）した。

② ひとり親世帯の状況：国勢調査（令和２年）

（単位：世帯）

	大阪市	豊中市	吹田市	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市
母子世帯（総数）	15,442	1,927	1,638	7,909	2,204	2,118	430	877
子供が１人	9,259	1,146	917	4,517	1,241	1,224	259	488
子供が２人	4,700	623	582	2,636	720	692	141	304
子供が３人以上	1,483	158	139	756	243	202	30	85
（再掲）６歳未満の 子供のいる世帯	2,817	288	252	1,241	392	306	56	129
総世帯数に対する比率	1.05%	1.09%	0.91%	1.08%	1.00%	0.98%	1.01%	1.06%

	大阪市	豊中市	吹田市	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市
父子世帯（総数）	3,100	391	428	1,954	599	560	106	222
子供が１人	1,614	180	212	932	294	288	50	112
子供が２人	1,047	153	150	780	216	189	48	81
子供が３人以上	439	58	66	242	89	83	8	29
（再掲）６歳未満の 子供のいる世帯	243	5	29	148	63	63	4	11
総世帯数に対する比率	0.21%	0.22%	0.24%	0.27%	0.27%	0.26%	0.25%	0.27%

○尼崎市のひとり親世帯は、母子世帯は2,204世帯(1.00%)、父子世帯は599世帯(0.27%)である。(合計：2,803世帯 1.27%)

○近隣市と比較すると、大阪市、神戸市に続き、３番目に多い世帯数であるが、総世帯数に占める割合で比較すると、平均的な値（平均値は1.27%）である。

(5) 保育所等の施設数及び利用状況

① 保育所・幼稚園・認定こども園等施設数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	77	77	79	80	82	83
公立	20	19	18	17	16	15
法人	57	58	61	63	66	68
幼稚園	21	21	20	20	19	19
市立	9	9	9	9	9	9
私立	12	12	11	11	10	10
認定こども園	17	19	20	21	22	24
幼保連携型	8	10	12	13	13	13
幼稚園型	8	8	7	7	8	8
保育所型	1	1	1	1	1	3
小規模保育事業所	33	38	43	46	45	46

※各年4月1日時点

② 保育所等（2・3号認定児）利用・待機児童

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所・園	6,361	6,224	6,328	6,466	6,686	6,877
認定こども園	1,172	1,406	1,496	1,589	1,619	1,790
小規模保育事業	498	552	649	660	661	679
事業所内保育	2	1	1	1	3	2
合計	8,033	8,183	8,474	8,716	8,969	9,348

※各年4月1日時点

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	148	236	118	76	48	11

※各年4月1日時点

○令和6年度は、令和元年度と比較すると、保育所の施設数は5施設の増、認定こども園は7施設の増、小規模保育事業所では13施設の増となっている。一方で、幼稚園は2施設の減となっている。

○保育所等の利用児童数は、令和元年度と比較すると、1,315人(16.4%)の増となっている。

○待機児童数は、令和元年度と比較すると、137人(92.6%)の減となっている。

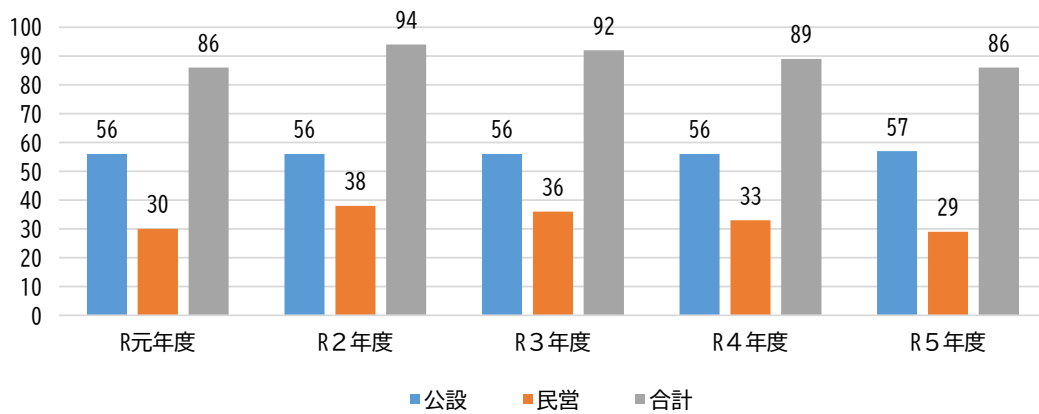
(6) 幼稚園・児童ホームの状況

学 校 種	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年			
	学校数	学級数	児童・生徒・学生数	教員数(本務者)	学校数	学級数	児童・生徒・学生数	教員数(本務者)	学校数	学級数	児童・生徒・学生数	教員数(本務者)	学校数	学級数	児童・生徒・学生数	教員数(本務者)
幼保連携型認定こども園	10	58	1,767	249	12	72	2,098	292	13	72	2,098	303	13	72	2,110	319
公立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私立	10	58	1,767	249	12	72	2,098	292	13	72	2,098	303	13	72	2,110	319
幼稚園	31	213	4,990	442	30	200	4,585	402	27	196	4,331	417	27	189	4,119	404
公立	9	29	518	62	9	29	470	62	9	28	420	60	9	27	380	59
私立	22	184	4,472	380	21	171	4,115	340	18	168	3,911	357	18	162	3,739	345

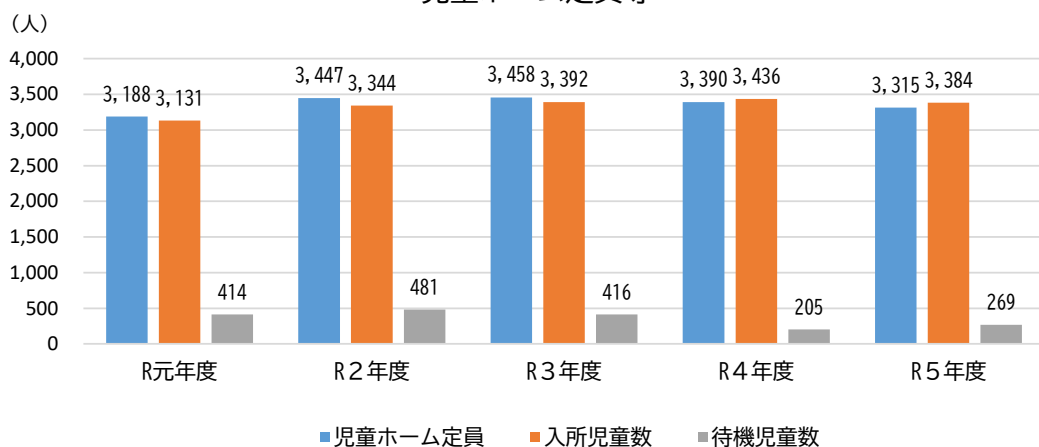
(尼崎市統計書：学校の状況)

※各年5月1日現在

児童ホーム施設数



児童ホーム定員等



資料：尼崎市児童課

(7)「いくしあ」の状況

① 総合相談件数（新規・継続）

（単位：件）

	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	(サロン)	合計	養護	保健	障害	非行	育成	(サロン)	合計
R2年度	103	15	142	4	1,110	152	1,526	190	21	304	15	2,178	540	3,248
R3年度	57	5	143	9	1,165	224	1,603	150	3	266	19	2,232	848	3,518
R4年度	29	5	160	5	1,090	278	1,567	101	11	292	17	2,588	1,497	4,506
R5年度	38	5	122	3	998	320	1,486	128	5	208	7	2,045	1,607	4,000

②家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）

（単位：件）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
R2	2,398	146	16	2	0	50	0	9	83	14	12	894	143	62	155	135	4,119
R3	2,583	100	7	0	1	42	1	10	68	11	7	889	150	60	141	110	4,180
R4	2,380	103	8	1	0	45	0	10	105	12	16	823	168	52	153	87	3,963
R5	2,041	100	6	1	0	36	0	16	66	9	17	779	141	39	191	75	3,517

③発達相談診療件数

(単位：件)

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
初診	継続	初診	継続	初診	継続	初診	継続
243	42	176	252	165	208	151	209

④専門職相談件数

(単位：件)

	令和4年度					
	心理相談	OT相談	集団OT	ST相談	保健師相談	合計
就学前	40	50	43	146	8	287
小1-3	40	59	21	43	14	177
小4-6	22	16	0	1	12	51
中学生	4	2	0	0	5	11
高校生	1	0	0	0	1	2
合計	107	127	64	190	40	528

	令和5年度					
	心理相談	OT相談	集団OT	ST相談	保健師相談	合計
就学前	71	68	69	147	39	394
小1-3	47	57	8	58	32	202
小4-6	23	14	0	0	15	52
中学生	26	5	0	0	14	45
高校生	4	0	0	0	0	4
合計	171	144	77	205	100	697

心理相談：心理士による相談、OT相談：作業療法士による相談、ST相談：言語聴覚士による相談

集団相談：数人の対象児童（年中～小2くらいまで）を集め、体を動かす場面を作りながら作業療法士が相談にのり、助言をする。

保健師相談：保健士による相談

(8) 要保護児童対策協議会 要保護児童の状況

①相談種別

(単位：人)

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
令和2年度	2,826	22	0	2	3	9	90	2,952
令和3年度	3,212	23	0	1	2	13	50	3,301
令和4年度	3,604	24	0	3	5	14	88	3,738
令和5年度	3,379	20	0	2	12	14	64	3,491

②虐待種別

(単位：人)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
令和2年度	388	1,977	452	9	2,826
令和3年度	383	2,237	588	4	3,212
令和4年度	492	2,341	766	5	3,604
令和5年度	514	2,130	728	7	3,379

③被虐待児年齢

(単位：人)

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生等	合計
令和2年度	464	725	914	464	259	2,826
令和3年度	536	775	1,060	540	301	3,212
令和4年度	740	652	1,237	636	339	3,604
令和5年度	395	838	1,189	573	384	3,379

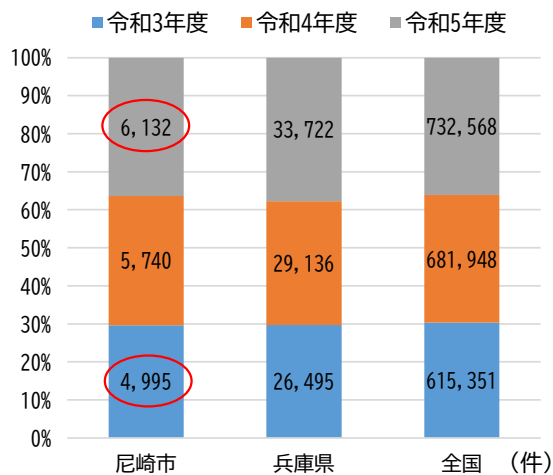
○要保護児童の相談件数は、令和2年度と比較すると539人(18.3%)の増となっている。

○虐待種別では、ネグレクトが最も多く全体の63%を占めている。

○被虐待児年齢別では、3歳～就学前、高校生等の年齢階層で増加している。令和2年度と比較して、特に高校生等の増加率が、48.3%と最も高い。

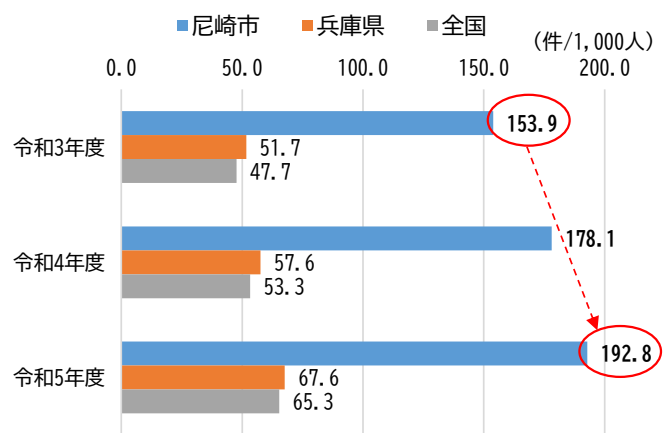
(9) いじめ・不登校の状況

①いじめの認知件数（総件数）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和5年度）

②いじめの認知件数（1,000人あたり）



尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和5年度）

③不登校の状況

（単位：人・％）

小学校	人数	出現率
令和2年度	275	1.31
令和3年度	351	1.71
令和4年度	523	2.58
令和5年度	544	2.71

中学校	人数	出現率
令和2年度	532	5.62
令和3年度	676	7.02
令和4年度	829	8.62
令和5年度	880	9.27

尼崎市こども教育支援課

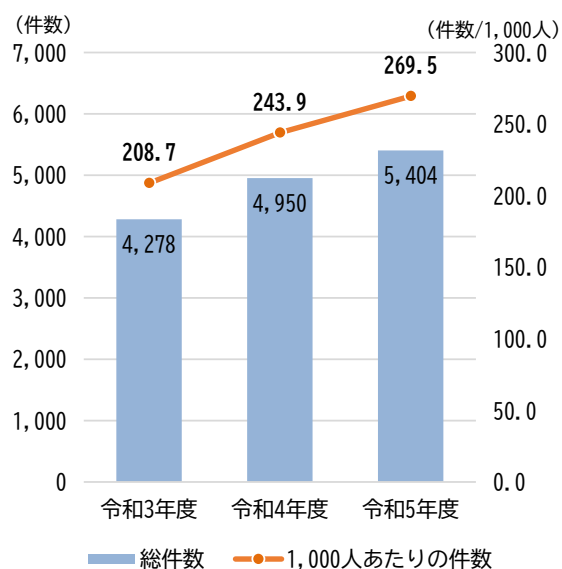
○尼崎市の令和5年度のいじめの認知件数は、兵庫県、全国が微増であるのに対し、令和3年度と比較すると1,137件(22.8%)の増となっている。

○また、1,000人当たりの認知件数でも192.8件と兵庫県・全国と比較すると約3倍の件数である。

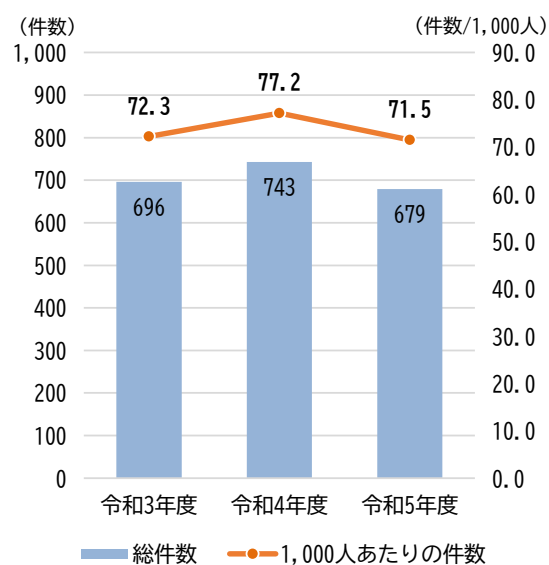
○R5年度の不登校の状況を R2年度と比較すると、小学校では269人(97.8%)の増、中学校では348人(65.4%)の増と大幅に増加している。

⇒文科省「R4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると全国の不登校児童生徒の割合は、小学校で1.7%・中学校で6.0%である。

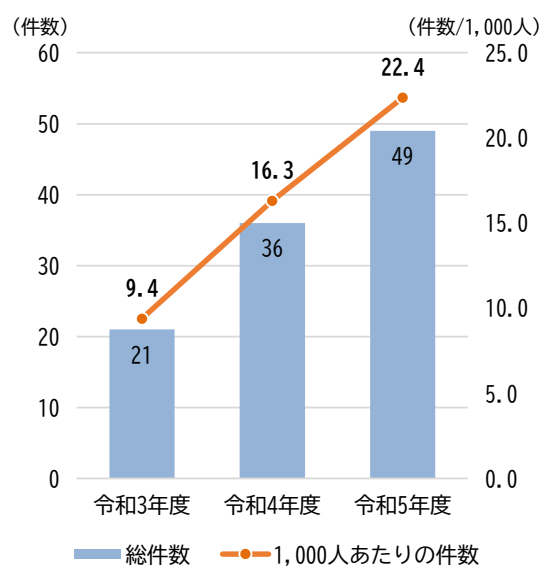
④いじめの認知件数（尼崎市立小学校）



⑤いじめの認知件数（尼崎市立中学校）



⑥いじめの認知件数（尼崎市立高等学校）



資料：尼崎市立学校いじめの認知状況について（令和5年度）

(10) 就学援助認定・生活保護の状況

①要保護・準要保護児童生徒就学援助認定者数

区 分		R元年度決算		R2年度決算		R3年度決算		R4年度決算		R5年度決算	
		認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合
小学校	要保護	640	3.0%	578	2.7%	509	2.5%	490	2.4%	448	2.2%
	準要保護	3,549	16.7%	3,526	16.7%	3,319	16.2%	3,217	15.8%	3,259	16.3%
	小計	4,189	19.7%	4,104	19.5%	3,828	18.7%	3,707	18.3%	3,707	18.5%
中学校	要保護	397	4.2%	395	4.2%	394	4.1%	364	3.8%	297	3.1%
	準要保護	1,868	19.9%	1,897	20.3%	1,906	19.8%	1,880	19.5%	1,819	19.2%
	小計	2,265	24.2%	2,292	24.5%	2,300	23.9%	2,244	23.3%	2,116	22.3%
合 計	要保護	1,037	3.4%	973	3.2%	903	3.0%	854	2.9%	745	2.5%
	準要保護	5,417	17.7%	5,423	17.8%	5,225	17.3%	5,097	17.0%	5,078	17.2%
	小計	6,454	21.1%	6,396	21.0%	6,128	20.3%	5,951	19.9%	5,823	19.7%
児童数		21,235		21,065		20,494		20,297		20,052	
生徒数		9,370		9,360		9,632		9,624		9,491	
児童・生徒数合計		30,605		30,425		30,126		29,921		29,543	

要保護：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

準要保護：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

②18歳未満の生活保護受給者の状況

	人数	世帯数
令和元年度	2,023	1,160
令和2年度	1,983	1,129
令和3年度	1,869	1,060
令和4年度	1,775	1,005
令和5年度	1,679	958
令和6年度	1,486	917

③生活保護受給世帯における進学状況

	高校進学率	高校進学人数	大学進学率 (大学・短大)	大学進学人数
令和元年度	93.7%	134	22.7%	25
令和2年度	96.4%	135	22.8%	23
令和3年度	92.6%	138	29.0%	36
令和4年度	95.5%	127	32.0%	31
令和5年度	91.0%	131	27.8%	32
令和6年度	93.8%	128	26.9%	32

(11) ユース交流センターの利用状況及び尼崎市内の居場所

①施設の利用者数

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年平均
あまぽーと	オープンラウンジ	11,996	13,537	17,410	14,314
アマブラリ	学習室	12,187	15,113	16,828	14,709
	図書コーナー・フリースペース	3,158	5,425	6,786	5,123
合 計		27,341	34,075	41,024	34,147

※オープンラウンジ・学習室は実人数、図書コーナー・フリースペースは定時観測（12時・16時・20時）による人数

②貸室の利用者数

(単位：人、％)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		3カ年平均	
		利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
あまぽーと	ホール	10,688	58.34	14,098	60.34	17,562	69.37	14,116	62.68
	音楽スタジオ1	701	34.64	1,143	49.31	1,227	48.00	1,024	44.98
	音楽スタジオ2	675	34.59	1,405	58.39	989	37.94	1,023	43.64
アマブラリ	多目的室（西）	3,780	47.87	5,097	51.15	4,221	48.11	4,366	49.04
	多目的室（東）	3,634	47.99	5,129	54.02	4,119	49.29	4,294	50.43
	活動支援室1	3,652	45.68	4,968	50.23	4,539	50.06	4,386	48.66
	活動支援室2	3,742	47.02	4,210	43.56	4,791	41.94	4,248	44.17
合 計		26,872	45.59	36,050	52.43	37,448	49.24	33,457	49.09

③こども食堂の数（令和6年2月現在）

(単位：か所)

	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
こども食堂	6	7	8	7	7	8	43

④こども・若者の居場所の数（キッズ&ユーススポットの登録数）

(単位：か所)

	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
居場所	5	5	3	5	10	6	34

(12) 子どものための権利擁護委員会の状況

①相談件数

(単位：件)

相談対象者	令和3年度 (R3.7.1～)	令和4年度	令和5年度
就学前	2	1	5
小学校	17	20	24
中学校	12	8	12
高等学校	8	4	6
その他	1	0	0
合計	40	33	47

②相談内容

(単位：件)

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満	12	2	8
交友関係の悩み	5	3	8
教職員の暴言・威嚇	3	0	4
教職員の指導上・対応上の問題	3	6	1
行政機関の指導上・対応上の問題、不満	3	0	1
いじめ	2	6	10
家族関係の悩み	2	1	2
家庭内虐待	2	0	2
子育ての悩み	1	0	0
学校以外の指導者の体罰・暴力	1	3	0
教職員の体罰・暴力	1	1	0
その他（不登校、心身の悩み、福祉的処遇　こども同志の暴力、セクハラ、校則等）	5	11	11
合　計	40	33	47

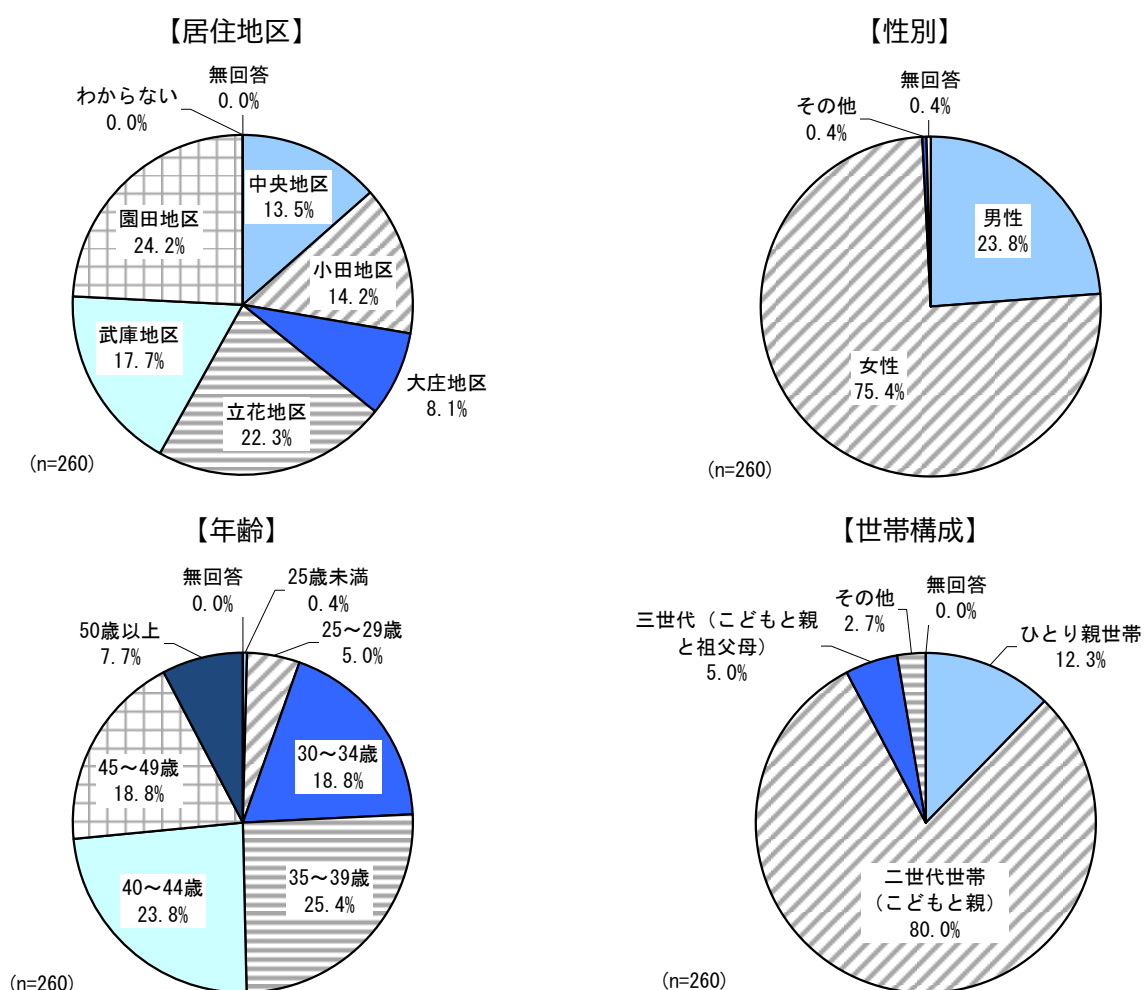
2 尼崎市の子育て環境に関するアンケート調査

(1) 調査概要

調査目的	現在の子育て環境についての評価や課題、今後の希望等を今後の施策を進める上での基礎資料とすることを目的に、市内でこどもを養育する保護者及び妊娠中の方を対象に実施した。
調査期間	令和6年7月～9月
調査方法	WEB回答
回収状況	260件

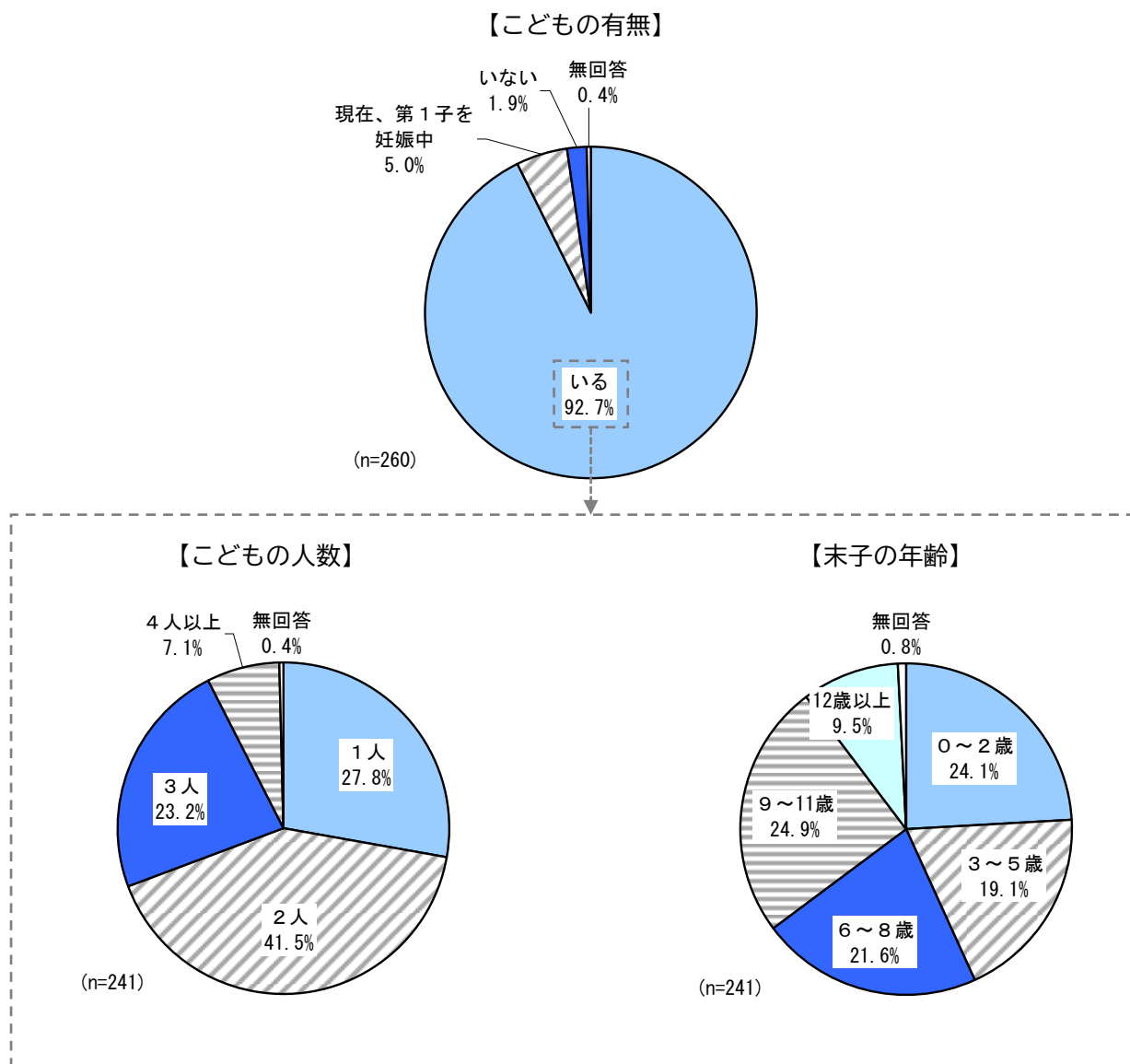
(2) 回答者の属性

- 居住地区は、「園田地区」が24.2%で最も多く、次いで「立花地区」が22.3%、「武庫地区」が17.7%、「小田地区」が14.2%、「中央地区」が13.5%となっています。
- 性別は、「男性」が23.8%、「女性」が75.4%となっています。
- 年齢は、「35～39歳」が25.4%で最も多く、次いで「40～44歳」が23.8%、「30～34歳」と「45～49歳」が18.8%となっています。
- 世帯構成は、「二世帯世帯（こどもと親）」が80.0%で最も多く、次いで「ひとり親世帯」が12.3%、「三世帯（こどもと親と祖父母）」が5.0%となっています。



○こどもの有無は、「いる」が92.7%で最も多く、次いで「現在、第1子を妊娠中」が5.0%、「いない」が1.9%となっています。

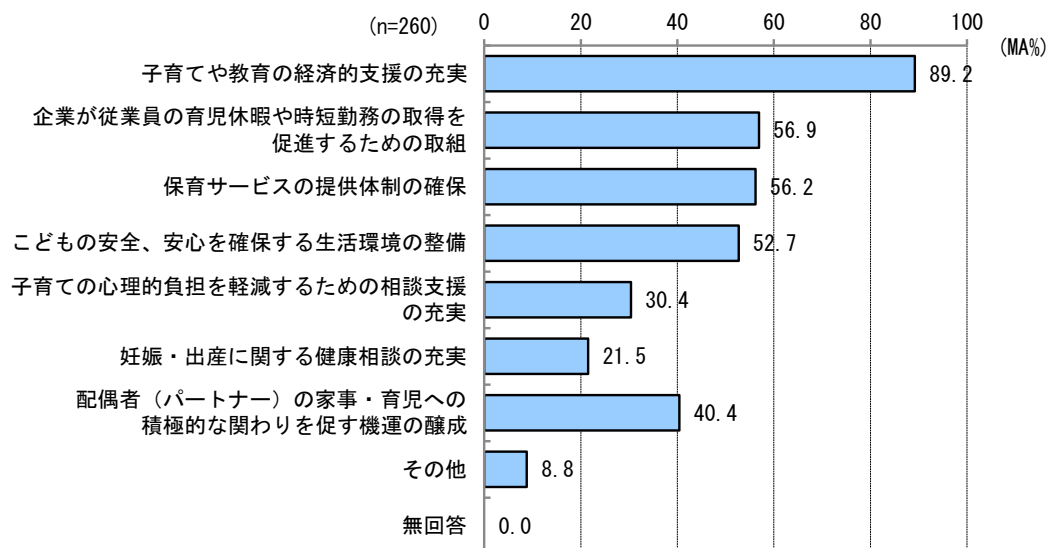
○こどもがいると回答した人に、こどもの人数と一番下のこどもの年齢をたずねると、こどもの人数は、「2人」が41.5%で最も多く、次いで「1人」が27.8%、「3人」が23.2%となっています。末子の年齢は、「9～11歳」が24.9%で最も多く、次いで「0～2歳」が24.1%、「6～8歳」が21.6%となっています。



(3) 出産や育児のために必要だと思う施策

問6 現在、日本では少子化が進んでいますが、出産や育児のために必要だと思う施策は何だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

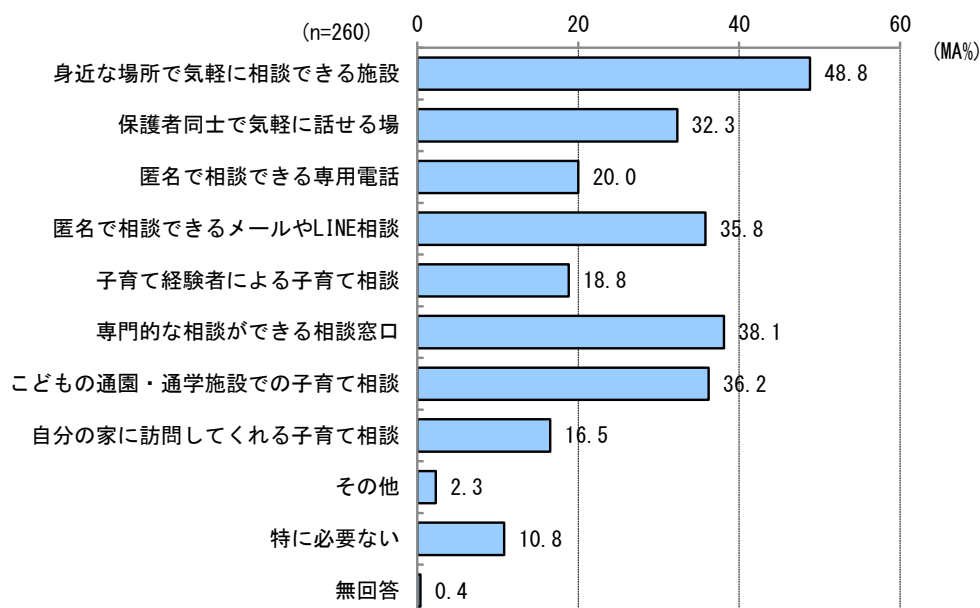
○「子育てや教育の経済的支援の充実」が89.2%で最も多く、次いで「企業が従業員の育児休暇や時短勤務の取得を促進するための取組」が56.9%、「保育サービスの提供体制の確保」が56.2%となっています。



(4) 子育ての不安や悩みに関して希望する相談先

問7 あなたは、子育てで不安や悩みを感じたときに、どのような相談先があればよい、または、よかったと思いますか。(あてはまるすべてに○)

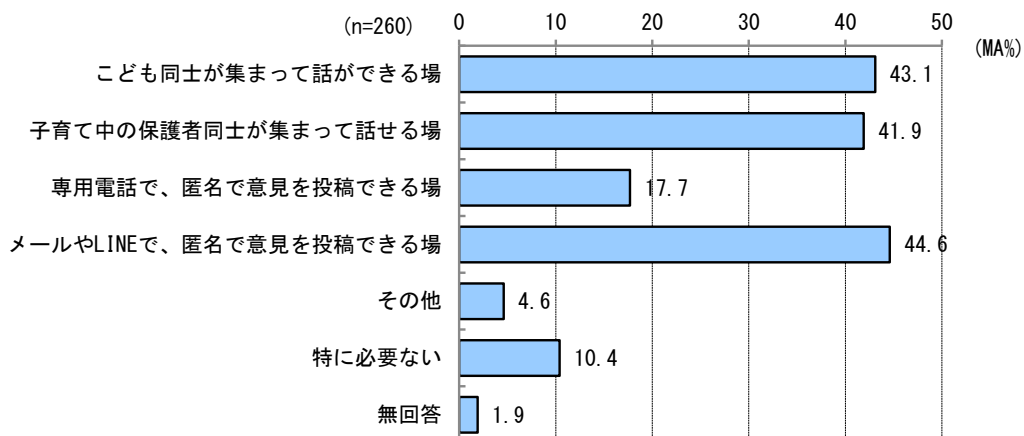
○「身近な場所で気軽に相談できる施設」が48.8%で最も多く、次いで「専門的な相談ができる相談窓口」が38.1%、「こどもの通園・通学施設での子育て相談」が36.2%となっています。



(5) こどもの意見を反映させるために必要な場

問8 尼崎市が取り組むこども・子育て施策に、こどもの意見を反映させるためにどのような場があれば良いと思いますか。(あてはまるすべてに○)

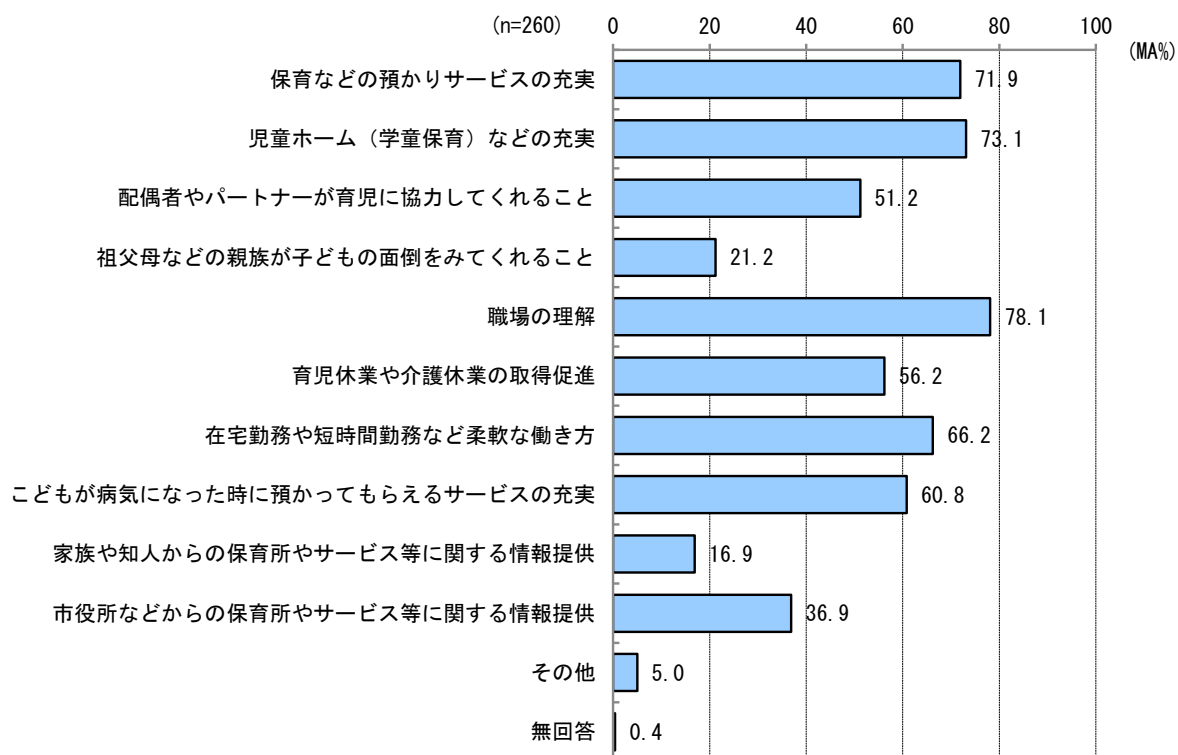
○「メールやLINEで、匿名で意見を投稿できる場」が44.6%で最も多く、次いで「こども同士が集まって話ができる場」が43.1%、「子育て中の保護者同士が集まって話せる場」が41.9%となっています。



(6) 仕事と子育てを両立するために必要と思う支援

問9 働く保護者が仕事と子育てを両立するために、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

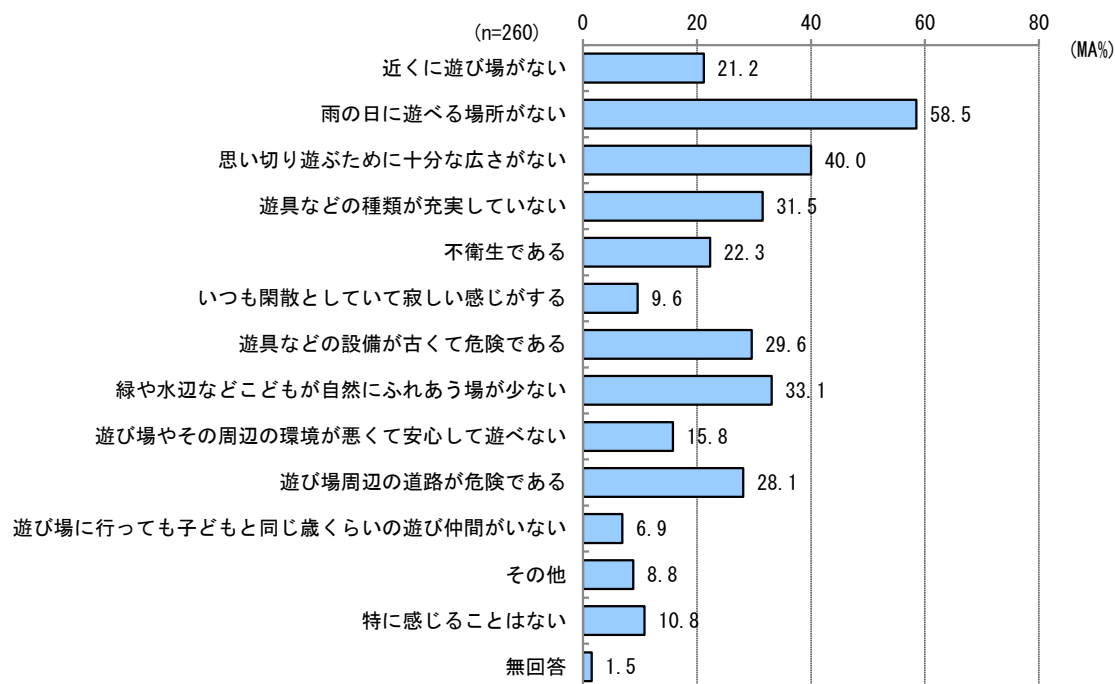
○「職場の理解」が78.1%で最も多く、次いで「児童ホーム(学童保育)などの充実」が73.1%、「保育などの預かりサービスの充実」が71.9%となっています。



(7) 地域のこどもの遊び場に日ごろ感じること

問10 お住まいの地域のこどもの遊び場について日ごろ感じることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「雨の日に遊べる場所がない」が58.5%で最も多く、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が40.0%、「緑や水辺などこどもが自然にふれあう場が少ない」が33.1%となっています。



■遊び場について日ごろ感じていること

問10-1 問10で回答いただいた「遊び場について日ごろ感じていること」について、具体的な内容をご回答ください。

具体的な内容
そもそも公園がない。
公園に渡る横断歩道に信号が無く、横断歩道を歩行しようとする方を無視してスピードを落とさず、むしろ前方の信号にあわせてスピードをあげる危険な場面を見かける。公園内に陰ができる場所がほとんど無く、夏は遊べる時間が限られる。雨が降ると身体を使って遊べる場が見つけられない。有料施設ばかり。
児童館のようなところがあれば子ども同士縦のつながり、親子で参加の行事などで孤立した子育てを防げる。そこから地域の情報、幼稚園の、情報なども得られると思います。
近くにもっと広い、ボール遊びがでから公園があれば良いと思う。雨の日に友達と集まれる場所があれば良いと思う。
普段は公園で遊んでいますが、雨の日になるとどこにも遊び場がありません。基本的に外で元気に走り回って遊んでいますが、雨の日になると遊べなくなり、ゲームばかりしています。雨の日にこどもが気軽に集まれる安全な場所ができれば嬉しいです。
公園に限りますが、遊具に関しては予算があれば新しいものに替えたり、塗り直し等してもらいたい。衛生面に関しては、トイレ清掃が行き届いていない場所が多いので、撤去しても良いと思う。公園にトイレがあることは、とても配慮されていると思いますが、逆に死角になりこどもが犯罪に巻き込まれかねない。
公園の遊具が古いものが多く、危険。
尼崎の公園の公衆トイレは昔からあまり変わらずずっと汚くて、小さいこどもが安心して利用できないところが多い。おむつを替えることもできないし、狭くてこどもと一緒に個室に入ることも難しいところが多い。清掃も行き届いておらず、詰まったままのところも複数経験有り。

具体的な内容
遊具が古い所が多く、安全に遊ばせられる場所が少ない。砂場はフェンスで囲ってあるところが近隣に1箇所しかなく、もっと増やしてほしい。ブランコも曲がっていて補修されていなかったり、下の水捌けが極端に悪い所がある。点検しているとは思えないほど放置されていると思う。またこどもが小さい時は赤ちゃん用のブランコに乗せたかったが、市内には一つもなく、他の人は市外にわざわざ行っていた。せめて、地区ごとに1箇所はあってほしい。そして遊具を更新する際に、小さい子向けの遊具が多い公園、小学生向けの遊具が多い公園とある程度特色を出して、それぞれこどもが遊びやすい環境を作してほしい。
西武庫公園という大きな公園がありますが、公園内にため池のような汚い池があります。数か月に一度業者が来て清掃を行っていますが、全然きれいになっていません。年に何回も清掃のようなことをしても汚いままでは委託料が無駄ではないでしょうか？その池につながる小川がありますが、タニシとアメンボしかおらず、虫網をもって遊ぶようなものでもなく、なんとも残念なものになっています。そのドブ池を整備して、夏には水遊びができるような噴水に整備してほしいです。もちろん水質管理もきっちり行ってほしいです。武庫地区には昔、二本松公園に市民プールがあり、そこで夏は水遊びをしていたそうです。なので私たち（ママ友家庭も同じ）は車で伊丹の西猪名ウォーターパークや伊丹市のプールを利用します。尼崎の工業地域にあるわんぱく池は遠すぎます。駐車場も大渋滞です。せっかく武庫体育館も移設してくるのですから、充実した公園にしてほしいです。聖トマス跡地にいくしあができましたが、武庫地区にとっては場所が遠すぎて他都市の出来事くらい何のメリットも受けておりません。西武庫公園の整備をしてください。
害虫対策や遊具などの定期的な安全確認（メンテナンス）をした方が良いと思います。
武庫地区は、もともと水田が多かったこともあり、道路わきの溝が深いところが多く、ふらふら歩く幼い娘が落下しないか、いつもひやひやします。側溝のフタをもっと多くの箇所を設置してもらえると、とても助かります。
歩道や自転車道が狭く、自転車が逆走などでぶつかりそうなことが多い。ドッジボールやキャッチボールなどできない。
夏は遊具が熱くなって公園で遊べないし、室内でも十分遊べる場所は近所にあるのか。
幼児～小学生を対象としてイメージしています。屋内で体を動かして遊べる場所があると良いと思います。特に、昨今の夏は気温が高く日差しも強いので、公園で遊ぶのが難しいためです。
リップスティック（グラグラするスケートボード）を使用することもがいます。市内の公道での使用を全面禁止してほしい。まだ歩道が歩行者ではなく自転車優先と勘違いしている人が多い。自転車の運転について罰金になるのは来年以降だが、現時点で取り締まってほしい。傘差し運転、登校時間の中高生の一時停止無視や歩道の通行。
公園に新しく充実した遊具を設置してほしい。雨でも遊べるこどもが喜ぶ場所を作してほしい。できれば無料で遊べる場所を増やしてほしい。
少し前より広々した印象はある。虫（特に夏の蚊とか）が気になる。
ソファがあって、漫画があって、スマホでゲームができるユース交流センターのようなこどもの居場所を、市内どの地域にもつくってほしい。小学校高学年～中学生のこどもたちが社会性を学んだり、遊んだりできる場所がない。市が運営している「こどもの居場所」なのに、ユースだけ突出して充実しているのは公平性に欠けます。小学校にあるこどもクラブを、同じような雰囲気的空間にできないでしょうか。
たくさん遊べる場所があり感謝しています。
スマホ・タブレットが普及し公園でゲームをして遊んでいる子が増えた。
昔は近く（御園）に児童館があり、雨の日も遊べ、身元の判る大人の目があったので今となれば良かったなと思える。また地域に児童館があればこどもたちの安全な遊び場になるのでは、と思います。
思いっきりボール遊びができる公園（広場）が少ないと感じる。
雨天や猛暑日にどこで過ごせばよいかわからず、ついテレビやYouTubeに頼ってしまいます。屋内で体を動かせる場があると良いと思います。
元浜緑地の水遊び場が苔でできない。遊具がずっと壊れたまま。近所の公園はマナーを守らない小学生が多く小さいこどもが可哀想。
子育てプラザなども見たが託児所みたいで古い。行きたくない。
公園について。こどもにはボール遊び禁止の看板が出てるのに、老人は鉄の玉を転がして遊具の範囲まで侵入して、玉突き遊びをしている。こどもが鉄の玉を転がして広範囲を陣取って遊んでいたら、すぐさま老人は文句の電話を役所に掛けて、鉄のボール遊び禁止の看板立てるだろうに。それぐらい今のこどもは遊ぶ場所で肩身が狭い。尼崎は遊具が古く、とにかく公園が汚い。大阪市に住んでいた時は遊具も綺麗だった。そういうところは子育てに積極的だった。
暑さ対策が必要。
公園内に街灯が少ない。トイレが無い公園があり不便。草木の手入れができておらず、雑草が生い茂り遊べない期間があるのでもう少し頻繁に草刈り等してほしい。他県に住んでいた所の児童館は広く、玩具も充実しており、保健師さんも多く在中していて色々相談もでき頻繁に利用していたが、尼崎市は環境が不十分に感じ利用しなくなった。
伊丹の笹原公園のような場所がほしい。
夏に外遊びができない。熱中症警戒アラートが出て遊ぶ場所が必要。クーラーの効いた体育館をこどもに無料で開放するべき。夏休みの運動不足に悩んでいる。

具体的な内容
アマブラリのような場や昔の児童館のような施設が近くにほしい。こども食堂が近くにあってほしい。また、手軽にこども食堂情報を入手できるようにしてほしい。
近くに公園はあるが、特定の子が占領したりしている。遊具も古くて安全度が心配になる。
住民がすぐにうるさく言う。
公園の管理が不十分である。
高速道路の高架下を今よりももっと有効活用できればいいと思います。
仮に充実していたとしても、「近隣住民などのクレームが～」などと昔に比べて制約が多いため、こどもも満足に遊べない遊ばせられない環境になっていっていることがまず問題と感じている。
小さい公園は多く見受けられるが、ボールを利用して遊べる広さの公園もしくは広場が少ない。
球技が出来る広さの場所が極端に少ない。
屋根のある遊び場がほしいです。
ボール遊びができない。
雨天や悪天候、酷暑、厳寒などの際に遊ぶ場所が最寄りにならない。
公園にゴミ箱が無くなって不便。
ボール遊びができない公園が多すぎる。公園なのにボール遊びができないならどこでこどもは遊べばいいのか。苦情を言われたからと、何でもかんでも禁止にしすぎ。苦情ばかりを優先して、こどもの事は2の次3の次でこどもを我慢ばかりさせすぎている。もう少しこどものことを優先で考えることはできないのか。
近所の公園は草が伸び放題で行きたくない。
野球など気軽にできる場所がなく、ボール遊び禁止などの場所も多い。
ボール遊びができる広い場所。野球ができる広いグラウンド
公園のトイレをきれいに整備してほしい。
小学生がボール遊び(野球)をできる場所がほとんどありません。校区内でフェンスがある公園は1つしかないので取り合いになり上級生に負けるためフェンスのない公園で遊んでいるそうですが、幼児への危険がないか、公園の外への危害がないか悩ましいです。公園にフェンスを設置してもらうか学校の校庭を解放してくれるとありがたいです。
市民プールが尼崎にない。近場にプールやアイススケートなど遊べる場所があればいいな…と思います。
校区内の公園ではボール遊びが禁止されており、こどもたちが思いっきりサッカーや野球等できる場所がない。少しでも騒いだりしたらすぐに周辺住民に通報される。
トイレが汚い。遊具がある場所でお年寄りがグラウンドゴルフをされていて小さいこどもが遊べない。
公園の遊具が少ない。砂場が汚い。不衛生。かげが少ない。草がボーボー茂っている。近所のおばちゃんが勝手に草花を植えていたりする。
猫のフンが落ちていて触ってしまったり、ハエが飛んでいたりするのは気になる。
北図書館に期待しています！女性センタートレビエが、安く会議室解放して、予約したら集まって遊べる場となると嬉しい。
尼崎市は、あまりにもプール設備が少なすぎる。設備を整備するにはお金がかかるので、すぐにできる対応として、もっとこどものために、小中学校のプールを夏休みに1日2時間だけでも開放してほしいです。
小学生の高学年が遊べる公園がない。
雨の日、暑くなり公園へ行けない時期、地域に広くて清潔な遊び場があればとても助かります。市や町の施設なら無料で遊ばせられるしいつもあつたらいいなと思っています。特に最近夏が公園へ行けず、こどもも体力を持て余してしまい1番困ります。
遊びに行っても面白くないという意見を聞きます。近くに公園はたくさんありますが、草の手入れがされていなかったりで、遊びづらかったりするようです。色んな遊具や水遊びなどができる場所が近くにあればと思います。
ちっちゃい子向けの公園がない！公園が整備されてなくて汚ない！西宮、伊丹の方が綺麗！
児童館がなくなり、雨の日にもこども達が遊ぶ場所がない。武庫体育館が交通公園に移設されますが、テーブルなど置いて勉強できるスペースがあればいいなと思います。学習室より堅苦しくないような。
ボール遊び禁止の公園が多い。早い時間なのに、近所の人々が早く帰ってと言ってくる。
キャッチボールできる場所がほしい。
どの公園も昔の様に野球やキャッチボールが禁止されているので親子のコミュニケーションが図れない。
公園が少ない、汚い。安全性がほしい。室内の遊べるところがほしい。
ボール遊びができる場所がないので、スポーツをする機会が損なわれている気がします。
砂場にタバコの吸殻やガラスが落ちていたり危険に感じる。
野球などできる場所が少ない。してもいい場所でも危ないと思われる時もある。
野球やサッカー等、思いきりボール遊びができる場所があまりないのでもう少し増やしていただき、近くで遊べたら嬉しいなと思います。
ボール遊び禁止の公園が多く制限されるので公園はあっても遊びの種類が少ない(鬼ごっこや、結局公園でゲームなど)。それなら家で遊ぶという風にならざるを得ないようです。

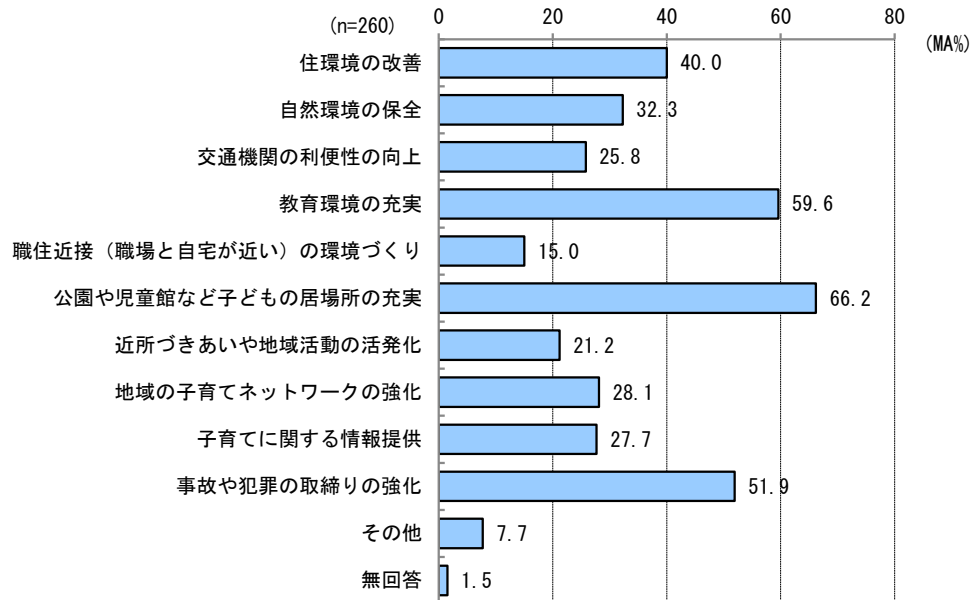
具体的な内容
小学校高学年の子が、伸び伸びとボールを使える広場がない。仕方なく家の前で遊ぶと「危ない」や「うるさい」、「公園へ行け」と近所から苦情がくる。ボールが使えない公園が多く小さい子が使っていても公園の近所からの苦情が出る。『危険』で括れば何をしても危険はある。禁止にしても遊びたい気持ちは誰もが持っている。校庭はホームの児童のものなのでそれ以外の子たちの解消できる場所が少ない。
小さい子が遊ぶところが少ない。
市の遊び場ももう少し広さがあればいいと思います。
広々とした遊び場が少ない。0歳児だと1歳児以上と一緒に遊ぶのが危険だが別れているところが近くに少ない。子連れで食事をできる場所が少ない。遊びに行っても家に食事のために帰ることを考えると時間が制限され結局時間が合わず動けない。
こどもの回答です。ボール遊び（キャッチボール等）が出来る場所が少ない。
近くに大きな公園がない。
お年寄りがゲートボールなどして朝は使えず、昼は暑すぎる、夕方は小学生がいるなど小さい子が遊べない遊び場でふれあい遊びや読み聞かせ体操など、年齢ごとに分けた活動を充実させてほしい。
公園だったら砂場は猫のトイレになっているし、施設内・室内で遊べる場所では0歳から遊べるようになってくけど、ちゃんと消毒などしているのか気になる。
尼崎市は、こどもが遊べる児童館がないなあと思っています。施設の設置が難しいのであれば、西宮や伊丹などの近隣の市の児童館を使用できるようにしてほしいです。
暑過ぎる日や雨の日などに広々とした室内で体を動かせる場所がありません。Moonviのような施設を市民割引などにしてほしいと思う。公園も遊具が古いことが多く遊びにくい。
近くに児童館のような 屋外内で遊んだりできる施設があると嬉しい。時計があると助かる。
公園：保護者が見守れる日陰がない。トイレが汚い、怖い。何かあったときの非常用ベルが無い。不審者等への監視カメラが必要。
屋内施設：雨天でも使用できる体育館や大型遊具が使えるような場所。以前旅行先で立ち寄ったのですが、市民が安く屋内で遊べる「かがにこにこパーク」のような施設がほしい。
こどもが多いとその分大人の数もいて、遊具の前で親同士が喋っていたりするため邪魔になる。単純にこどもより大人が多い場所には連れて行きにくい。
ボール遊びができる場所が少ない。
家の周りに公園は豊富にあるため、充実していると感じます。雨の日に遊べる場所がなく、困ることが多いです。
公園には、タバコの吸い殻やゴミが残っていたりして、汚いことがある。遊ぶ時間によって、小さいこどもが安心して遊べない。
年齢によって遊び方が変わります。公園は全年齢層に対応する想定でしょうから、仕方ないと思います。
小さいお子さんとは別に、小学生がボール遊びや一輪車の練習ができるなど、思いから遊べる場所があるとよい。
同じ公園などの遊び場をたくさん作るのではなく、コンセプトを変えて遊び場を作らないと魅力がない。また、あっても駐車場が有料ならば、負担が大きくて頻繁には行けない。
ボール遊びをできる場所がない。こどもが思い切り遊べる安全な場所が少ない。
住宅街に公園が多いため苦情がきて遊ぶ場所がなくなる。ボール遊び禁止が多すぎる。
学生が集まって騒いでいることが多く、小さいこどもを遊ばすことができない。
屋内で遊べる場所が無い。
上記のその他にも記載しましたが、経験できる屋内施設がまったくないため不便。道路が危ないので自転車を練習するために伊丹の施設を利用しています。高齢者からうるさく言われるため、3歳がするような簡単なボール遊びすらできない状況はどうかと思います。締め付けるのではなく、一部の人の意見で左右されるのではなく、みんなでルールを作っていくような公園にしてはどうでしょう。住む際に安心して遊べる場所の近くを選んで家を購入しましたが、もともとある市の公園は暗く人も少ないので不審者が気になり、近所の民間が作った公園や上坂部西公園にしか行かないようにこどもに言っています。
気軽に雨の日に遊べる場所がほしい。
遊具の充実した清潔感のある公園は他市（例えば伊丹の笹原公園、スカイパークなど）で遠い。尼崎市の元浜緑地は楽しいが、身近には駐輪場や駐車場を完備した広々としていて木陰もある遊具の充実したこどもも大人も“遊びたくなる公園”がない。尼崎市に身近に行きたくなる公園が、昔支所があった地域で1か所はできると嬉しい。公園の遊具が故障していて使えないとか修理に時間がかかっていると感じる。各年齢のこどもが遊べる遊具が充実していて、鉄棒の下にクッション材が敷かれているなど、安全面も配慮されているような公園があれば嬉しい。小さい公園がたくさんあると木の剪定など経費が掛かる。トイレの清掃はしていただいていると感じるが、公園自体がゴミが落ちていて不潔に感じる（こどもの買い食いごみ処理の仕方教育不足、保護者の育児能力の低下、自分さえよければよいという価値観）。
児童館のような小学生が遊べる施設が近くにないので、特に雨の日や暑い時に遊べる場所がない。近くに小さい公園しかなく、上級生が遊んでいると下級生が遊ぶスペースがない。
夏は水場がないと暑くて遊べません。浅くてもいいので水路等を作っていただけるとありがたいです。
公園の周り（住宅や道路）にボール等が当たらないような高いフェンスがあれば、こどもたちは周りを気にせず思いっきり遊べるのと思う。

具体的な内容
雨の日や暑い日に遊べる施設を作してほしい。例えば、各生涯学習プラザに、乳幼児のこどもが遊べるエリア(すこやかプラザのミニ施設のイメージ)を開設してほしいです。
公園遊具の老朽化が目立っていました。
公園はたくさんあるが、どの公園も遊具が少なく、古いものが多い。トイレも古くて汚く、使わず気になれない。
公園のトイレについて、しっかりと清掃が入っているものの、使用開始から数十年経っているため、見栄えが悪く、内装も清掃で取れない汚れがあり、暗かったりもするため、こどもが入りたくないトイレとなっている。公園のトイレの更新計画を策定して事業を進めてほしい。
梅田駅のように、駅近で施設の中だけど屋外とか、こどもが遊べる芝生の広場、大人がくつろぎながらお茶やランチをしながら、こどもが遊べるスペースがあり見渡せる空間のあるお店など、ゆっくりした時間を過ごせる場所がほしい。尼崎ボートレース場にこどもの遊び施設ができたが、時間制限で予約もとりにくい感じがします。
尼崎は、十分な遊び場があると感じています。
中学生、高校生が占領している時があり、気軽に遊べない時がある。
インクルーシブ公園があちこちにあれば嬉しい。室内の遊び場がほしい。未就学児の室内の遊び場はあるが小学生が思い切り遊べるところがない。東京都足立区にあるギャラクシティのような施設がほしい。
小学生、中学生など割と大きいこどもが危険な遊びをしている姿をよくみるので、我が子を公園に行かせたくないと感じる。毎日暑い中で公園以外に遊べる場所がお金を出さないとない。
ボートレース場の遊び場はすごく良い。無料送迎バスがあるが、タバコの匂いが強く遊び場への交通手段に工夫がほしい。阪急塚口駅前、阪急武庫之荘駅前に同様の遊び場があるとうれしい。上坂部西公園はすごくよい。自動販売機やキッチンカーなどで美味しいコーヒーが飲めるとうれしい。芝生で貸出本が読めるとうれしい。
天候に左右されず遊べる場がない。(1カ所あるが、いつも部屋が暗くて利用者を殆ど見かけない)。子育てサークルも梅プラザや成徳ミニ図書館など、自宅からは遠く通いにくく、モービーあまがさきも予約が中々取れない。今は公立幼稚園のわくわく、ふれあいランドを利用しているが、廃園になる地域に住んでいるため、利用できなくなると公園以外は遊ぶところがなくなってしまう。
子育て支援センター(集える場所)をもっと増やすべき。図書館を増やすべき。子育てマップやイベントの予定表を発行すべき。
武庫之荘の児童館は、南武庫之荘と元町にしかないので、富松付近にもほしいです。

(8) 尼崎市が「子育てしやすいまち」になるために改善すると良いこと

問11 尼崎市が「子育てしやすいまち」になるには、何を改善すると良いと思いますか。(あてはまるすべてに○)

○「公園や児童館などこどもの居場所の充実」が66.2%で最も多く、次いで「教育環境の充実」が59.6%、「事故や犯罪の取締りの強化」が51.9%となっています。



(9) 尼崎市の子育て環境に対して不満な点

問12 尼崎市の子育て環境に対して不満な点について、具体的な内容をご回答ください。

具体的な内容
不満しかない。もっとできることはある。なぜ、少子化になるのか、考えたら誰でもわかる。金がかかるから。そりゃ産まない。あとと言ってるだけで本気で改善する気がない。
こどもの医療費がかかること。高校卒業の年度末まで無償化はできないでしょうか。段階を踏んで中学卒業まで無償化をいつまでに施行等の具体的な計画を立ててほしい。学校給食費を毎月引き落としされること。無償化はできないでしょうか。高校卒業まで授業料を無償化してほしいです。
地域のみんで子育てできるような。身近な存在が少ない。児童館などあれば元気なお年寄りも小さなこどもがいる家庭も孤立しないと思います。
他市よりも長期休み前後の給食終了が早く、開始が遅い。
公立高校までの無償化。中学、高校の制服をユニクロでも購入できるようにしてほしい。制服をもっとリーズナブルにしてほしい。
音楽隊の指導員の言葉遣いが悪すぎる。言葉遣いが悪すぎて不快で見学に行きたくないレベルです。あそこまで言葉遣いが悪く、こどもが萎縮してる中で良いものが生まれるのでしょうか。午前中が運動会の日で午後欠席したら、次の週に立たされて欠席しなかった人と比べられて叱られたらしい。運動会の日はお金の考えもあるでしょうし、人と比べて叱る理由がわかりません。指導員という立場なら正しい言葉で丁寧にお話いただきたいです。
尼崎市に限らず、高齢社会なので色々な事業がその市や地区の高齢者に特化していたり、優先せざるを得ないのだと思いますが、市内・地区の方々だけを巻き込むのではなく、他市や企業との連携を図ることも考えてもらいたいと思います。
周りの市と比べ、支援が少ないと思っている。また、ポイ捨てや歩きタバコ、自転車タバコも多く、公園も綺麗な所が少ないので、積極的に外出しようと思えない。
明石のような目玉となる政策をしてほしい。伊丹市は医療費無料、給食費無償化も進んでいます。隣の市だからみんな引越す？と話が出たりします。大阪も魅力的な子育て支援が山のようにあります。習い事もさせてあげたいけど、どの家庭でもさせてあげられるように補助を出してほしい。高校無償化だって、大阪にいかうかと友達同士話が出ることもとても多いです。給食費無償化も進めてほしいです。小学校の毎月かからお金もとても多いし、値上がりばかりです。幼稚園も値上がり通知がきました。本当に子育てしにくい尼崎だなと思います。

具体的な内容
バスが高齢者で溢れかえり、小さいこどもを乗せにくい。座席についてはせめてもう少し広々とした設計にしてほしいし、そもそも高齢者が座席を占領してるので乗れない。例えば、1歳半健診など市からの案内で行くときに雨だったりすると、自転車で行くのは危ないのでバスを利用せざるを得ない。塚口さんさんタウンだけでなく複数の近隣の会場で開催してほしい。また、我が子はまだあと数年あるが、小学校の学童保育の充実は早急に改善してほしい。聞くとところによると、小学校1年生しか利用できず、あとはこどもクラブに入るしかないような小学校が複数あるとのこと。こどもクラブのルールでは安心できない。せめて小学校低学年までは全員が学童保育を利用できるくらいの充実度にしてほしい。
9年程前まで、乳幼児健診は各地域振興センターで実施していたが、南部と北部保健センターができてからは、そこまでこどもを連れて行かなければならないのですが、それがどんなに大変なことかお分かりでしょうか。ギャン泣きする子やウロチョロして手をつないでくれない未就学のお姉ちゃんや駄々をこねる未就学のお兄ちゃんを連れて公共交通機関を利用するのがどんなに大変か理解してほしいです。保健センターができて便利になったのは、市民ではなく市の職員です。私が住む武庫地区から塚口に行くには、バスに乗ってから、電車に乗らなければなりません。普段乗りなれていないお母さんはバスに乗るときベビーカーどうすんねんってところから始まります。それどころか、乳児を連れてお出かけするとなるとミルク、おむつ、着替えなど準備することがたくさんあって、寝不足のお母さんにとってはストレスを感じます。各地区に生涯学習プラザができたのに、そこで乳幼児健診を実施することがそんなに難しいことだとは思わないですけど。施設予約、検診の医師と調整することとか面倒ですか？
まだ保育料は高めだと思います。第一子から無償にしてほしいとまでは求めませんが、第二子から無償にするか、保育料を少しでも安くしてほしい。
危険なところの改善の遅さ。
塚口の支援センターにはエレベーターがない。
4歳未満の子は「つどいの広場」がありますが、4歳～小学生の遊び場(児童館のようなイメージ)が近隣にありません。
子育てに関する補助の所得制限は累進課税と合わせた二重課税になっていると思います。自治体での補助による所得制限の実質撤廃をお願いしたいです。
我が家はこどもが多い方ですが、保育料やこどもにかかる費用がたくさんかかります。住民税に固定資産税、車の維持費、給食費など、すべてが苦しいです。あとは、こどもを産める病院が少な過ぎます。特に園田地区にはゼロです。これから産婦人科を開こうとしている人など誘致するなりして、お産の場所ができるといいなと思います。
親子で遊べる場所の情報をたくさんほしいです。お母さん達とお話したいです。
教育環境。まだまだ全国平均でみると低いのは気になる。参観行っても中高と進んで対応できるか心配。マナーが守れてない地域は子育て環境ではないと思える。
学校に休まず行っても、十分な学力が身に付きません。(特に高学年～中学生)中学生の学力が低いと、公立高校へ進学するための塾代がかかりすぎます。「都市部に近い」強みを生かすため尼崎特有の地域特性に応じた方法で公立のこどもたちの学力を付けてほしいです。(賢い人たちが住む都会の方法を真似しないで)
18歳までの医療費の無償化。学生の学費を無償化することにより、行ける高校の幅が広がる。
高校私立無償化、大学費用の補助を手厚くしてほしい。こどもに関するお金がかかりすぎる。塾に依存しない教育制度の拡充。
小・中学校の1クラスにおける児童・生徒の数が多いので、教諭の目が届きづらいのではないかと感じていた。少子化に伴って教諭の配置数も減っていると思うが、そこは減らさずに(可能か否かはわかりませんが)クラス数を増やしてあげた方が、こどもも教諭もより充実した学校生活が遅れるのではないかと感じていました。
高校生まで医療費を無償化してほしい。近隣他都市は無償化になっていると聞いています。
子は現在保育園に通っているが、基本保護者が働いているため皆忙しく、幼稚園のように親同士の交流がない。他の子と比較する機会がないので自分のこどもの成長だけを見ることができる(発達段階を比べなくて済む)というメリットはあるが、情報が入ってこないというデメリットがある。来年小学生になるが、保育園に比べ何かと親が主体的に動かないといけないと聞くので、何か交流を持てる機会があればいいなと思う。
公共施設の建物そのものが古い。公共施設の運営などが古臭い、デジタル化できていない。公園、道が手入れされていない。特に公園は、町中の小さな公園は何のためにあるのかと思う。集約して、カフェや図書館なども入った、都会的な公園にできないものか。
公立学校の生徒の全体的な質が悪くて尼崎の学校には通わせたくないです。
施設が古いが多い。衛生面気になる。
児童館にしても、子育て支援にしても、すべてが中途半端だと思う。参加するが、どれも楽しいとは感じなかった。比べてしまうと、大阪市の方が子育てはしやすかった。
大阪が高校無償化のため、転出が増えているのではないかとと思う。すぐ隣の豊中に引っ越そうかと考えることもある。第3子以降のこども手当を手厚くしてほしい。
建て替えて綺麗な学校と中途半端な補修や改装だけして古いままの学校。公立学校の建物の差が激しい。
医療費控除があるのはありがたいが無料の地域もあるので無料にならないかと思う。保育料が高かった。

具体的な内容
住んでいるところでは学童が少ないため、我が子が学童に入れるのかわからず不安です。また、第一子と第二子が歳の差が開いているため、第二子なのに保育料は半額にならず、一人目換算で満額支払わないといけなことも何故なのか疑問です。歳の差が開いていても子育てにかかる費用はかわらないので。
地区によって公園や施設、塾など子育て環境に格差があると思う。特に阪神沿線は充実していないと感じる。
国の手当とは別に、子育て手当があれば良いと思っている。児童館を作ってクーラーを効かせて夏場に開放するべき。こどもたちは夏の間遊ぶ場所が本当に無い。尼崎の森や元浜緑地等、大きな良い公園が不便な場所にあるのでこどもだけで遊びに行けない。尼崎の森のイベントに興味があっても車が無いので行ったことは無い。環境を考えるイベントを、車が無いと行きづらい場所でやっているのでもいつも矛盾を感じている。
公園もゴミが散らかっていたり、トイレがない公園があったりと、カラスやのら猫も多く、遊びにくい環境となっている。遊具の木が朽ちてきていて安全面が気になる。異常な暑さの中でも遊びやすい屋内施設がほしい。生涯学習プラザまで遠い、道路が開通したら行きやすくなる。藻川堤防沿いが暗くて危険を感じる。
学校環境が悪い。設備も整ってないし、指導できない教員も多く、こどもたちが落ち着かない。家庭環境も原因だが、教育環境が悪すぎる。
一番下の子の時、市の保育所にこどもを預けて仕事していましたが、仕事帰り、保育所よりもスーパーに先に行くと、保育士に「先にこどもを迎えに行きなさい」と怒られていた。上の子もいるし、効率よく済ませるために1人でサッと買い物する20分がなぜ怒られないといけないうのか理解できなかった。今はもっと柔軟な対応になっているのかもしれない。市の管轄ではないかもしれないが、高校の授業料、パソコン等の初期費用、大学の授業料、パソコン等の購入費用などに対して、少しでも補助があればありがたい。高校生のパソコンなんて、レンタルでできるのは住民税非課税世帯以外みたくて、双子を持つ友人が困っていた。
歩きたばこや自転車に乗ってたばこを吸う人が多い。
こども手当で以外にもいろんな補助があれば嬉しい。
変な大人が多く、その大人の意見を聞き入れてこどもが我慢させられて、尼崎はこども優先度の低い街だと思うので、もう少し考えていただきたい。
東京から引っ越してきましたが、色々と比較してしまいまた東京に戻りたいと思うことがありました。保育料が高額。医療費が無償化ではない等
上の子を見ていて、特に気になったのは、中学の教科の指導内容が先生によって幅があるため、塾で補うしかないというのは、尼崎市の学力低下につながっている気がします。塾へ行けない低所得の家庭が学力も低くなる、と公立高校の教員が我が子に言っていたそうです。それはそれで大問題な発言ですが。ただやっぱり、中学の指導レベルが低いがために押し出される形になっているのではとは感じました。自身も尼崎で小中高と卒業しましたが、詰め込み教育だった時代、塾へ行く子も少ない中、全体的にここまで学力は低くなかったと記憶しています。。。教師もそれなりに熱心だった、とも。教師の熱意も時代の流れなののでしょうか？
所得制限によって医療費など差があるのが不満です。子育てに関しては同じにしていきたいです。公園がもう少しあると嬉しいです。公園や河川敷のトイレ等設備が清潔であると助かります。
母子だけではなく、こどもが多い世帯に優遇があれば助かります。
ファミリーサポートに登録したが、一度も使えなかった。ファミリーサポートと謳うなら専門のスタッフを雇ってほしい。
小学生の長期休暇における居場所でこどもが楽しくて行きたいと思える場所がほしい。
とにかく保育所が少なすぎる。民間移管するのではなく、市立認定こども園を早急に設置してほしい。こどもの数は減少しても、働く保護者はますます増えていくので。
小学校までの通学路が危険。
母子家庭や非課税世帯などばかりにお金を配り、真っ当に働いている者が損をする時代。もっとしっかり見極めるべき。
待機児童が多い。こどもの遊べる環境が少ない。夏はもっと水遊びなどができる場所がほしい。
医療費を高校生まで無料にしてほしい。受験対策のための塾ではなく、学校の授業内容をフォローしてくれるような塾や学習環境の整備、情報がほしい。
学校の勉強をみてくれない姿勢。小学校、中学校は塾ありき教育！！塾に体験に行くとほぼ同じ学校の子でした。学校やん！となりました。もっと予算を教育にあて人員など増やして今の体制をガラッと変えないと、働き盛りの子育て世代は流出し、お金がかかる生活保護世帯と高齢者が増え市は破綻します。
小学校から中学校にかけて学力が低い点。
生活保護受給者が多すぎて、子育て支援に回ってないと思う。
高校までのすべての無償化！大阪を見習って同じ再度にしたいです。宜しくお願い致します。
もうちょっと支援がほしい。無料のものをもうちょっと増やしてほしい。
真夏は屋外に出られないので、小さいこどもが屋内で遊べる場所があると助かります。
保育料が高すぎます。子育てに優しい街を目指すのなら明石や相生、大阪府モデルを参考にすべきと思います。
もっと広々した公園が増えたら良いと思う。
保育環境や学童についての情報や場所が少ない。説明会があっても時期が合わず行けない。一斉説明会をこまめに行ってほしい。
0歳児が参加できるイベントが少ない。

具体的な内容
幼稚園が少ない。
医療費の助成等が近隣の市に比べて期間が短い等、金銭的な負担が大きいと感じる。
大阪や東京では0～2歳児の保育料の無償化が進んでいる。尼崎市も保育料無償化をほしい。また、子育て世帯への補助や手当も充実させてほしい。
尼崎市は、最近になり産後ケア事業を開始していますが、まだまだ利用のハードルが高いと思っています。宿泊型産後ケアの利用可能施設を増やしてほしいです。また、産後ヘルパー事業も強化したり、東京都のように、育児用品の助成もしてほしいです。残念ながら、他自治体より子育て支援は遅れをとっていると思っているので、頑張っていたきたいです。
保育園：待機児童の解消。小学校の放課後の校庭開放。
学童の不足。小学生2年で学童に入れないなんて他の市で聞いたことがない。職場で落ちた旨を伝えても、そんな市聞いたことがないし未就学児童以外に短時間勤務はできないと言われ途方に暮れている。時間延長を市長が推しているし、必要なのはわかりますが、そもそも入れない人は意味がない。周りもママ友も落ち、高い金額を支払い民間に入れていたり、退職を余儀なくされた方もいた。民間の学童も数が少なく校区内に施設がないため、長い距離を歩かせたり、有料バスを使用することになっている。2年生でも入れた方には、1年生でほぼ使用せず在籍してる方もおり、1年生で毎日通ってたことも達が落ちている事もあり、審査基準を変えてほしい。保育園を増やす努力をしても、保育園に通っていた子どもは小学生になる。小学生家庭への環境を整えてくれないと転出を検討せざるを得ない。
共働きのため、仕事をしながらの子育てに不安を感じています。特に、子どもが小学生あがれば、児童ホームに預けられるのか(定員の枠に入れるか)や、時短の制度がなくなるので預ける場所があるのか、このまま仕事を続けられるのかと不安を感じています。
親子でいても、安心して過ごせる町であってほしい。バスやエレベーターの中などで、迷惑な顔をしないでほしい。優しく見守ってほしい。
ファミリー世帯の定住を目指すなら、学力を上げないと無理でしょう。全国平均を少し上回りましたがインパクトは弱いし、動機にはならない。地域差も大きいと思います。極論を言えば、スポーツに全振りしても良いのでは？
子どもたちが思い切り遊べる場所が少ない、教育レベルが低いと言われるのでレベルアップできるようなカリキュラムを組んでほしい。
もっと学力向上と公園などの遊び場を整備してくれれば、それ以外は不要。
子どもの数に対して、学校が狭すぎる。イクシアが機能しているのか疑問。受付だけして、フォローがない。
武庫北区域に住んでいますが、住宅街の中の公園が多すぎる。苦情が多いのも仕方ないと思います。
医療費はせめて中学卒業までは無償化にしてほしい。夏休みや長期休暇の時など、何かで読んだが少しのお金で昼ご飯を提供してくれる自治体があると見ました。本当に働きながら毎日毎日、お弁当を準備するのは大変です。そういう取組とかあればすごく助かると思います。
金銭的に補助もほしい。
小学校の先生のスキルが低い。自分たちの働き方が優先で子どもはその後のように感じ取られる。
共働きで子育てをしています。子どもを産む時期は給料が昔と違って少ないため、親世代が1人で働いていたときより手取りが少ない状況に陥りやすいと思います。そんな中、働き続けるために退職せず子どもを保育所に預けると保育料が世帯収入のためかなりの金額になり、働いても手取りは少ししか残りません。保育料を明石市や吹田市などの子育てに力を入れているところ並みにできないでしょうか。また、保育所だけでなく学童ですが、預ける時間が短すぎて預けることができなかったり、預けられても延長料金をとられたりと困ります。そこで働く方の関係もあるかと思いますが、時短をとっている前提に立つのではなく、定時で終わって職場からの移動時間も含めての時間設定をしていただきたいです。子育てには何かとお金がかかり、今後の学費などのために置いておきたいにも関わらず、幼少期でお金がかかると子どもの将来が心配になり、2人目、3人目につながりません。医療費を無償化していただいたり、保育料の考え方を見直していただきたいです。保育料は金額だけでなく、2人目、3人目の保育料の際、1人目の年齢で半額や無料にならないというもおかしい話だと思います。このままだと尼崎市は高齢者が結婚前の若者か低所得者だけで構成されることになるのではないのでしょうか。
中学生くらいの子どもが公園でたばこを吸ったりとよくみるので、このまま子どもをこの環境で育てていくことに不安を感じる。
子育て環境を述べる前に、親になる自由と責任について、教育を強化することで、子育てや育児に責任感が生まれると思う。何でも支援すれば良いと考えずに、生まれてくる子どもが愛情深く慈しみのなかで育てられるよう、親も愛情をもって育てられた人であるよう、教育を受ける。そして、就労していた保護がせめて子どもが3歳までは共働きしなくても生活を維持できる金額の育児手当を受け取ることができる制度（育児休暇を取得している父母対象）づくり、我が子とともに施設を利用しながら自分の手で子育てし、成長を楽しめる居場所づくりが必要と考える。産んだ後は人任せな親が責任感のある子育てができるとは思わない。
ひとり親ですが、経済的な援助がほぼなく困っています。生活のため働いていますが、両親がそろっている家庭に比べるとかなり時間的・体力的に逼迫するので、経済的援助があれば子育ての時間も作れてありがたいです。
経済的支援。
バスの増便希望。特に21時以降の本数が減り、通勤・通学に大変不便になった。保育園・児童ホームに希望する人が全員安心して入れるようにしてほしい。

具体的な内容
狭小な土地で隣家との距離も近く、子育てを考えると住みにくい。また、近年は子どもだけで外で遊ぶのではなく、親も付き添うことが基本となっているため、公園に日陰やベンチを増設してほしい。夏の暑さも厳しくなり、夏休みにも関わらず、公園に子どもがいない日も多い。身近に日陰で水遊びができる場所を作してほしい。英語の教室が、南の方には少ない気がします。
大阪の横なのに、高校無償化にもならない。大阪の高校に進学すると兵庫県からの補助金は1/4になるなど、残念に感じます。医療費も高校生までは、子ども医療をつかえるようにしていただきたいです。
子どもが小さいうちの政策はたくさんあると思いますが、子どもが高等教育を受ける頃になると急に支援が減ることを実感します。特に学費は切実であり、何らかの支援をお願いしたいです。
自転車のマナーが悪い。
空き家は犯罪や動物の住処になったりと治安と衛生面で心配です。国も市も所有者の分からない空き家がないよう、法や補助金などされていると思います。杭瀬には古い作りの家が多く、長屋のように隣と一体となっていて取り壊すにも隣がまだ住んでいるから壊せないような家があったりします。また、古い家は洗濯などの排水が下水道につながっておらず、直接外に出ています。その水が排水溝に流れていかず水たまりのようになり、そこから蚊が発生しているように思います。（確認はしていないので断言はできません）今年の夏は暑いので蚊もまだあまりいないようですが、涼しくなってくると蚊が多いのが悩みです。
国も尼崎市も空き家対策はされていますが、空き家が犯罪に使われたり、動物の住処になったりするので衛生面でも心配です。
路上のポイ捨てが多い。2歳の子どもと道を歩いていると、安全確保のために目線は常に足元になり、タバコやゴミなどの汚い側面ばかりが目に入る。子どもが親の同意なく、自身の意思でこどもの人権、性に関する悩みなどについて相談して、必要に応じて親に秘密のまま、親に代わってある程度のサポートをしてほしい。親に相談しにくいことがらで悩みを抱え、相談先がなく苦しんでいる子どもが一定数いる。
子育てに関する情報が得にくい。教育委員会主催のイベントなど小田生涯学習プラザやキューズモールなど、北部地域で行われる事が多く、南部の未就園児がいる世帯は通いにくい。（バス移動になるため）
園庭開放やサロンなどの子育て情報が各々発信している状態で、受け取りにくい。市役所がカレンダー等にまとめて2ヶ月に一回発信してほしい。子どもが集える場所などの子育てマップもまとめてほしい。まだまだ子どもや大人が集う場所が少ないので増やしてほしい。
産後ケアの助産施設が神戸市に比べて少なく、また当該施設で出産した人対象のものが多くて、手持ちの使える回数(供給)と実際に使える回数(需要)が合っていないと思う。

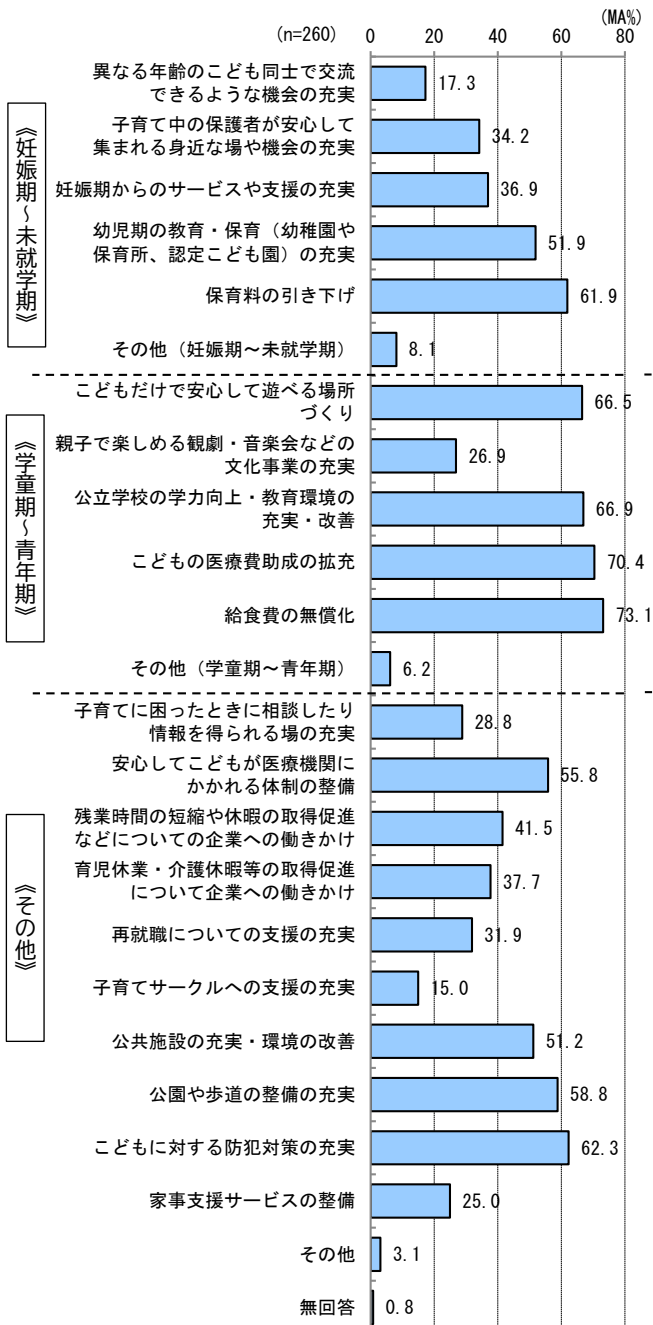
(10) 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと

問13 あなたは、尼崎市の子育て支援でもっと力を入れてほしいことはありますか。(あてはまるすべてに○)
また、そのうち特に重要だと思うことについて、妊娠期～未就学期／学童期～青年期／その他の中から、それぞれ1つずつお答えください。

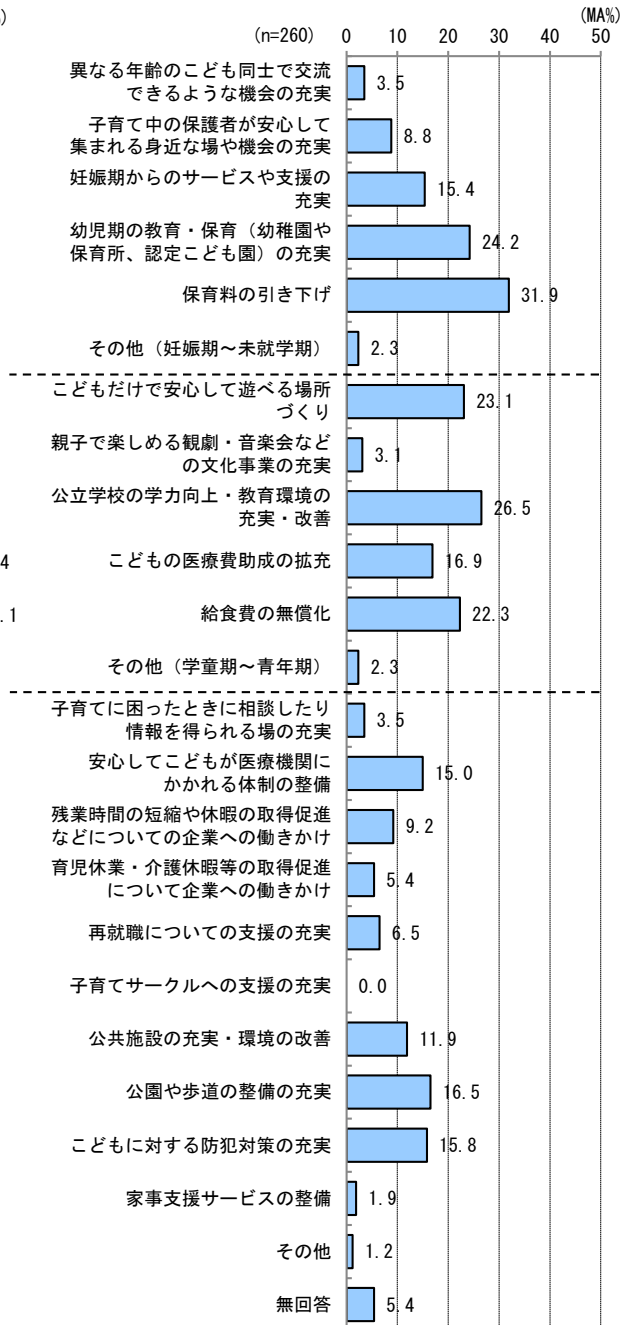
○子育て支援でもっと力を入れてほしいことは、「給食費の無償化」が73.1%で最も多く、次いで「こどもの医療費助成の拡充」が70.4%、「公立学校の学力向上・教育環境の充実・改善」が66.9%となっています。

○特に重要な子育て支援は、「保育料の引き下げ」が31.9%で最も多く、次いで「公立学校の学力向上・教育環境の充実・改善」が26.5%、「幼児期の教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園）の充実」が24.2%となっています。

■子育て支援でもっと力を入れてほしいこと



■特に重要な子育て支援



(11) 自由意見

問14 最後に、教育・保育環境の充実や子育てのサポート等、尼崎市のこども・子育て支援施策に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。
具体的な内容
国は産め産め言うだけ。出生率がと言うだけ。金がかからなかったら産むやろ。誰でも考えたらわかるよ。本気でどうこうやる気がないだけ。
幸いにも私は周りの人に支えられ仕事しながらの子育てができました。その分とても忙しく、市の取組には参加する余裕はありません。少しの休みはこどもと過ごすことを優先し、家事がままならずストレスも多いです。そのため、休める環境、家事のサポートがとてもありがたいです。また、高校、大学の教育費の高さが子育てを諦める人が多いです。安心して子育てができる環境に無償化は不可欠だと思います。
家庭の経済状況に左右されず、こどもたちが平等に学びや様々な経験をする機会を持ち、安心安全な給食を食べられること。保育士や教員、学童保育指導員の労働環境の充実。
前述した通り、音楽隊の指導員の言葉遣いや態度の悪さを改善してほしい。こどもは音楽が好きでワクワクした思いで始めたことですが、先生が怖く萎縮してしまっています。また、このことでずっと悩んでいましたが相談できるところがなかったです。話し方や態度を含め、こどものお手本となるような振る舞いをしていただきたいです。
学力向上を強く願います。人それぞれ得意・不得意があるのに、評価の仕方がすべて平均を取らないと評価してくれないのが1番の問題かと思う。個性をもっと評価し、こどもが1つでも自信を持つことができれば、学力が自然と向上する1つのきっかけになると思います。
切実です。医療費無償化。給食費もお願いします。習い事補助。あとは、小学校の支援、所得制限が低すぎます。もう少し上げてください。
誰もが安心して学びの場を提供されるべきとのことで、今尼崎でもフリースクールの新設を行っているようですが、前提として通常の学校に通うこどもたちへのサービスが優先されるべきだと思います。例えばとてもきれいな校舎で学びの場にソファや芝生があって、食堂もきれいでまるで私立の学校のようなものをフリースクールとして作るならば、同じ環境を通常の学校にも与えるべきだと思います。よろしくお願いします。
共働きの家庭にとって、小学校の夏休み期間に子が一人で家にいるので不安でしかない。夏休みを短くするか、小学校の教室を何部屋か開放するか体育館に冷房を完備して開放してほしい。
私自身、尼崎市で生まれ育ち、愛着がありますが、公立学校(特に中学校)の教育の質をより充実・向上させてほしいです。大阪の教育無償化など、どうしても近隣自治体と比較すると見劣りするため、ぜひお願いしたいです。こどもの放課後の居場所も、より充実させてもらえたらうれしいです。
こども3人いますが、経済的支援もっと必要です。お金がかかりすぎてますし、家、車、食費としんどいです。この状態で少子化がなくなると思えません。こどもを産むのも結局追加のお金が必要。おむつ・ミルクの高騰、食料品の高騰、光熱費の高騰、すべて高騰してます。産んだからと言って国、県、市からの産んでくれてありがとうが少なすぎる。3人もいるのに何も無いのは、、もう少し手厚くしてほしいです。
虐待されているこどもの救済、その親の支援。
支援や配慮が必要なこども向けの情報も充実させてください。
パートナー育休への心得。なぜ育休を取っているのか？こどもの面倒を見るのはもちろんですが、奥さんへの配慮を忘れず行うように育休前に講習会を受けてほしいと思いました。女性はやることが山程あり休む時間がない。(パートナーの育休経験者)
親を支援するとか、母親支援を徹底的に行ってほしいです。尼崎は通報数が多く、児童相談所も開設される予定だそうですが、両親の逮捕が続出し、親子の分断を広げる町にならないよう、お気楽な地域のつながり、助け合い、こどもをみんなで育てるとまちづくりをしてほしい。こどもたちが、社会で活躍できる人材となるように近隣他都市にない類まれなる「面白い！あまがさきの子育て」を創ってほしいです。
非課税の子育て世帯のみならず、すべての子育て世帯が同様の支援を受けられることを望んでいます。子育てするにあたって、一番不安なことはやはり経済的なことですので、これからもう少しずつでも経済的な不安が、心配が減るような施策を期待しています。
大学にいきいたい子への経済的支援をお願いしたいです。経済面で、大学へいくハードルが高すぎます。
今の職場は、時短は未就学児まで取れるが、よく聞かれる「小1の壁」を乗り越えられるよう、小学校3年生までは時短勤務を認めるよう働きかけてほしい。
公園や道路、公共施設が、汚い(手入れされていない)と町全体が、汚くみえる。友達を尼崎市に呼びにくい、町がきれいならみんなを呼べるのと思う。こどもも市外の学校に通っていましたが、尼崎というだけで、馬鹿にされるそうです。こどもが尼崎を誇れるための第1歩は、町の雰囲気が変わることかなと思います。こどもへの教育や習いごと、医療など、親の努力で何とかできることは、親で精一杯頑張りますが、公園や道路、公共施設、町の見た目(景観というのでしょうか)は、私たち市民ではどうしようもないので、市で頑張してほしい。
道路に歩道がなかったり、ガードレールがない所が多いので、こどもだけで歩かせることができない。
まずは、こどもが遊ぶ場所の衛生環境管理を一目で大丈夫！とわかるようにしてほしい。おもちゃも本当にきれいなのか、遊具も管理が行き届いているのかなど不信感から始まる。また、妊娠中のマタニティ教室はあるが、産後の子育て教室みたいなものがない。保健センターでやるべきだと思う。

具体的な内容
3歳半検診がいつも平日の1時からで、3歳半だとほとんどの参加者が幼稚園や保育園に通ってると思います。なぜそのような時間にするのがわかりません。月に2回あるのに同じ時間なので結局行けません。2回あるうちの1回はだいたい幼稚園が終わった3時からとかにできないのでしょうか。先日幼稚園の時間だから行けないと伝えと早退してきてくださいと言われました。皆勤賞を目指して頑張っていたらそのために早退は正直できません。親が働いていたら1時からだと午前休も午後休にもならない中途半端な時間です。改善いただきたいです！よろしくお願いします。
せっかくある尼崎の森や緑地公園に遊具を充実させることはできないのか。他の市の大きな公園のデザインなどを見て、考慮することはできないのか。私が40年前に遊んでいた公園に像の石の置物がいまだにあるが、大丈夫なのか、尼崎？と思う。この石のカエルやライオンはいらないだろうと思うが、尼崎の公園ではきっと必要なのだろう。それが子育て支援にも表れていると思います。
西宮市のようにこどもの医療費負担なし等にしてけると、金銭的な負担も減って非常に助かる。また、相変わらず学力が低いと聞くので、将来のこどもの教育に不安を感じる。学校でできない分、塾に通わせたいと思っているが、そのための補助があればと思う。
部活が限られているため、近隣の学校への部活の入部ができるようになってほしい。
いじめなどの悪いことに対して、こどもへの指導が不十分。教員がこどもに指導しにくい世の中になっているので、そこは教育委員会や市が教員を守る制度が必要。今の尼崎市の教育は加害者や問題行動を起こす児童生徒を守って助長させているだけ。
昭和の時代は良かったよ。
長期休みの学童にも給食がほしい。食費がすごくお弁当を1か月半は辛い。
こどもたちが小さかった約20年前、高額な保育料を払って仕事を続けていた。それなりの収入があったとはいえ、2人預けて月額10万円近い保育料では、月の収入の半分近くが取られてしまう。せめて半分ぐらいの金額なら楽なのにといつも思っていた。現在の状況は詳しく知らないが、保育所がもう少し気軽に利用できる金額になるよう、市からの働きがあればと思う。最初に利用していたのは市の認可保育園だったが、(23年ほど前)保育士の給料が驚くほど安かった。こどもの命を預けているのにこれだけ？と気の毒だった。市の力だけではどうにもならないこともあるかもしれないが、保育士の働く環境改善も必要と思う。
さまざまなスポーツや遊びができる場所作りが必要かと思います。運動神経のよくないこどもたちが多くので、幼少期からいっぱい動ける施設が必要であると考えられます。アスレチックなど。
給食の無償化、こども医療の無償化、私立高校の授業料無償化など、充実させてほしい。
尼崎市ならではの画期的な独自のサービスを創出して継続し、社会から注目されるようになれば尼崎市に住んでみたいと考える世帯が増え、人口増、税収増につながっていくのではないかと。
勉強ばかりをやらせて、運動会ひとつも面白くない。リレーもなければクラス対抗も何もない。見ていて面白くないし、ダンスしないといけないのはわかるが、前のようにもっと競技を増やしていただきたい。こんなところで私1人が言ったところで何も変わらないでしょうが。
こどもの頃、夏休みなどを含めて、公民館で卓球をしたり、ゲームをしたり、本を読んだり、近所の大人も一緒に過ごせる場所がたくさんありました。今のご時世だからこそ、親、先生以外の大人と触れ合える、そういう場が必要な子がたくさんいるのでは、と思いますが、おおらかな時代ではないのも現実で。大変だとは思いますが、今後の尼崎市の発展に期待します。
学校の25分休みに軽食を食べてもいい制度がほしい。おにぎり等を持参して。給食の時間までにお腹が減り授業に集中できない。
ファミリーサポートがとにかく謎の多いサービスだと感じています。本当に現実に稼働されているのでしょうか。私は本当に困っていた時にまったくサービスを受けられずとても残念でした。
小学生の待機児童解消のための受け皿として民間学童があるが、公設のホームと利用料の違いがあったり、活動内容もそれぞれ違う。公設を基準とした時に、金額と内容が合っているわけでもないの、不公平さを感じる時がある。
小学一年生は新しい先生ではなくベテランの先生を担任にするか副担任にするかで、保育園幼稚園からのギャップを少なく感じさせるか、上手に受け止めてくれるような環境にしてほしい。不登校になったときに通える市の施設が中央地区から遠い。放課後デイサービス、こども手当、医療費など、所得制限がなぜ必要なのか理解できない。個人の収入はそれまでの積み重ねなだけで、こどもとは何も関係ない。各家庭で色々な事情があるのに収入の金額だけを見て判断するのもおかしい。同じこどもなのに不平等だと感じる。
給食費が無償化になると、とてもありがたいです。
小学生が長期休暇の際、親の仕事の間に安心して遊べる居場所がほしいです。北図書館に期待しています。
とにかく誰でも家の近くの保育所に預けられるように、保育所へ補助金を出して、保育士をたくさん雇用して、こどもの定員を増やすようにしてください。新たに保育施設をつくるのは時間がかかるので待てません。
先程に記入しましたが、塾ありきの教育はおかしいと思います。先生達の働き方改革もあると思いますので、もっと予算を入れて人員確保すべきです。働き盛りの子育て世代を大事にしない自治体は消滅してしまいます。
高校までのすべての無償化！大阪を見習って真似して下さい。宜しくお願い致します。
とても子育てサービスは充実していると感じますが、やはり自然や公園、図書館などにふれあう場所が少なく感じます。そういう場所が身近にあると子育ても楽しくなり、こどもの情操教育につながると思います。
お母さんに対してもうちょっと支援してほしい。こどもも大事だけど、お母さんの精神面も、職場も大事。

具体的な内容
大阪府モデルを参考にしてほしいです。大阪在住の子育て世代の話を聞いていると毎回大阪に引っ越したいと思ってしまいます。
大阪のような保育、教育費の無償化を実現してほしい。安心安全にこどもが暮らせる環境整備をお願いします。
保育園や幼稚園に待機なしで入れるようにしてもらいたい。また保育料を下げてもらえるとありがたい。
0歳児の子も安全に遊べるスペースができると嬉しい。他の市の施設ではベビースペースと歩ける子のスペースが分かれている。現在の子育て支援の遊び場は0歳児専用ではないので大きい子も走り回っていて利用しにくい。また、専門のスタッフが常駐していて気軽に子育て相談できるようになってほしい。
親の立場から見ていない施策ばかり。もっと必要としている支援を聞き取りし、早急に手立てを打たないと転出は増えていくと思います。
子育て施策を充実させて、どうしたいのか？出生率を上げたいのかなど。ふるさと納税のような他都市と誘致合戦してるようで、一時凌ぎやってる感がとても強い。自治体レベルで何か大きなことはできないのでしょうか。
こどもが色々な経験ができる場所等。
学校自体が古い、教育レベル向上、オンライン授業、こどもたちが思い切り遊べる公共施設の充実など、早急に対応してもらいたい。今でも色々と動いてくださっていると思いますが、尼崎市を老若男女、すべての人が本当により良い、住みよい場所にしてください。よろしく願いたします。
もっと積極的に、思いきった施策を実行してほしい。
結局何も変わらない。
現在スポーツ少年団少年野球に所属しているが、猛暑の中でも練習や試合をしていることがすごく心配です。学校は熱中症アラートが出ると外遊びは禁止されているのに、スポーツ少年団は禁止されていないのがすごく気になる。こどもの命に関わることで考えてほしいです。
他の市で成功している取組を積極的に採用してほしい。
公立の小学校、中学校の学力が不安です。通っている生徒の家庭環境に左右されて学校の学力が上がっているようにしか感じません。学校でパソコンが支給されてもそれが使用されていることは年に数回しかなく、学校の質が尼崎市は低いように感じます。この時代もう少しデジタル面等で進んでいると思っていましたが、私が通っていたときとそんなに代わり映えしない状況に感じます。特に中学校は行ってちゃんとした高校に進めるのか不安です。全国と一緒になったことを推しているようではレベルが低いのではないですか。保守的な考え方がすべて悪いとは思いますが、こどもに齎寄せが行かないよう時代に合わせた変化を是非お願いします。
里帰り出産の際に帰ってこないお金があり、神戸市の場合だと項目があるので無償で受けれる必須項目なのに、尼崎市では有償になってしまうのが気になる。
就労していた保護者が、せめてこどもが3歳までは共働きしなくても生活を維持できる金額の育児手当を受け取ることができる制度（育児休暇を取得している父母対象）づくり、我が子とともに施設を利用しながら自分の手で子育てし、成長を楽しめる居場所づくりが必要と考える。尼崎市の公園や屋内施設では、“こどもと一緒によく遊ぶ姿が見られる”“楽しんで子育てしている”と言われるようになってほしい。そして、住み続けたいまち・尼崎になってほしい。
自分がこどもだった頃より、教育・保育環境は良くなっていると思います。尼崎市の場合、生活保護世帯、市営住宅が多いことで、生活水準が低い世帯が多いように感じる。そういう世帯を減らすことが重要になってくるようにも感じる。利便性が良いことが、逆に生活水準が標準の世帯が、尼崎市より良いと思っている周辺の都市に転出するのでは。
少子化対策として、他の県や市町村のように、第二子以降の0～2歳の保育料無償化(所得関係なく)してほしいです。そうすれば、安心して第二子以降も考えやすくなり、少子化を抑制できると考えます。
色々な施策があると思いますが、こどもたちが笑顔で居られる、地域作りを希望します。
子育てに関する福祉的な支援を充実しても、ほとんどの子育て世帯は利用しておらず、恩恵を受けることができていない。また、保育所・幼稚園への支援はその法人を儲けさせているだけであり、こども・保護者への支援にはつながっていない。どの子育て世帯でも利用し、恩恵を受けることができる公園、遊び場の充実(委託ではなく、市が直営するもの)を図るべきである。
市内にある公園の数は近隣より多いと感じているので、遊具やトイレの更新により、人が集まるような場所としての再構築をお願いします。
学力向上、学費無償化の取組。習い事の多様性。
多子世帯の軽減について、認可外保育が対象ではないが、子育て世帯の負担軽減という意味では同じなので、多子世帯の軽減の対象にしてほしい。三人目を産んでも、保育料の軽減がないので、産もうと思わない。無償化の対象年齢までの間の保育料が高すぎるので、保育料を下げるか、無償化の年齢を引き下げてほしい。
子育ては、赤ちゃんより中高校がお金かかる額が違います。
保育所施設を増やしていくのも大切ですが、保育所で働く保育士さんの給与面の充実もできれば、さらに嬉しいです。保育士になりたい人が増えないと施設がいくらあっても受け入れられない状態にならないかと心配です。
住みやすいまち＝地域で子育てがしやすいまちだと思います。尼崎でも全面的に子育てを応援してほしいです。

3 用語解説

用語		解説
あ	I C T 化	I C T (Information Communication Technology：情報通信技術) を活用して業務におけるコミュニケーションの円滑化、業務効率化や生産性向上を図ること。
	アウトリーチ	手を差し伸べること。必要な助けが届いていない人に支援機関などの側からアプローチして支援を行うこと。
	医療的ケア児	長期に人工呼吸器や胃ろうなど、日常的に医療的ケアが必要なこどものこと。
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
	インクルーシブ保育	こどもの年齢や障害の有無などに関係なく、すべてのこどもを受け入れて一緒に過ごす保育のこと。
	インクルーシブ教育システム	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと
	ウェルビーイング	「well-being」身体的、精神的、社会的に満たされている状態を指す言葉。心身が健康であるだけでなく、社会的にも良好であることを意味する。
か	子育てコミュニティソーシャルワーカー	地域社会の子育て機能向上のため、地域の子育て支援団体、グループへの間接支援を行う専門職のこと。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
	コーホート変化率法	各コーホート（ある年（期間）に生まれた集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
さ	出産・子育て応援給付金事業	妊娠、出産、育児に関する不安や困りごとなど、一人ひとりの妊婦や子育て世帯に寄り添う相談支援にあわせて、出産応援給付金（５万円）、子育て応援給付金（５万円）を給付している。
	スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談業務や事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアなどを行う学校に配置される専門職のこと。
	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る専門職のこと。
	スクールロイヤー	学校や教育委員会に法的な助言をする弁護士で、いじめなどの問題に対処するために導入されている。
な	ネットリテラシー	インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断して活用する能力のこと。

用語		解説
は	はじめの100か月の育ちビジョン（幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン）	幼児教育や保育・子育て支援などの現場において、保育者や保護者が、乳幼児と関わる上で重視し実践されている基本的な考え方を、改めて国として言語化したもの。すべてのこどもの『はじめの100か月』の育ちを社会全体で支えていくため、こども家庭庁を中心とした政府において、令和5年12月に閣議決定された。
	フリースクール	何らかの理由で従来の学校に通うことが難しいこどもたちのための教育機関。文部科学省によると、フリースクールは「不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」と定義されている。
ま	学びと育ち研究所	こども一人ひとりの状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生きていくために必要な力を伸ばしていくことを目的に、多様な実践、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠（エビデンス）に基づく先進研究を行っている。
や	ユースワーカー	ユースワークの視点で青少年への支援を行う人のこと。
	要保護児童対策地域協議会	こどもたちを守るため、市、児童相談所、学校、警察、病院などで構成する地域ネットワークで、虐待や貧困などの要保護児童や要支援児童、特定妊婦などの支援を行う。

4 放課後児童対策パッケージ

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに待機児童の解消に向けた具体的な方策

尼崎市こども・若者総合計画「IV子ども・子育て支援事業計画」の「5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策」のうち「① 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）」を参照

2 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

現在、全小学校敷地内において、余裕教室の活用もしくは専用施設の設置により、放課後の安全・安心な居場所としてこどもクラブ事業を実施しており、引き続き、全小学校区（41校）で実施していきます。

3 連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量ならびに連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

現在、全小学校敷地内に児童ホーム及びこどもクラブの両施設を設置し、同一校内で児童ホーム及びこどもクラブが連携しながら事業を実施しています。

引き続き、全小学校区（41校）で校内交流型による事業を実施していきます。

4 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

現在、児童ホーム16校、こどもクラブ21校で、小学校の余裕教室等を拠点として活用するとともに、安全・安心な活動場所として、運動場や体育館等の学校施設を活用しています。

引き続き、学校等と連携を図り、学校施設の活用を協議していきます。

5 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

児童ホーム事業及びこどもクラブ事業を同一の所属で所管し、両事業を一人の職員（責任者）が総括して運営を行うとともに、児童ホームの指導員とこどもクラブのコーディネーター等が連携して、プログラムの企画段階から内容を協議し、両事業の児童が同じプログラムに参加できる事業運営を行っています。

また、教育委員会と放課後児童対策の状況や課題を共有し、小学校敷地内への児童ホーム及びこどもクラブの整備や学校施設の活用について、今後の児童数や学級数の推計、経年的な児童ホームの待機児童数等を踏まえて、協議していきます。

6 その他

(1) 特別な配慮を必要とする児童については、必要に応じて保護者と面談を実施し、児童の状況について学校との情報共有等に努めるとともに、子どもの育ち支援センター（いくしあ）と連携しながら、引き続き、保護者や児童が安心して過ごせるよう運営を行います。

(2) 放課後児童支援員等の研修を充実し、必要な知識と技術の習得を図ります。

(3) 民間児童ホームが安定的に運営を行えるよう、監査等を通じて指導・助言を行います。

5 諮問書

尼こ青 第392号
尼教就 第206号
令和5年 8月3日

諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会
会長 瀧川 光治 様

尼崎市長 松本 眞

尼崎市教育委員会
教育長 白畑 優

尼崎市こども計画の策定等について(諮問)

子どもの育成や子育て家庭への支援に当たって、取組みの基本理念や基本目標などについて定めた第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)、及び昨今の待機児童問題への対応などのため、教育・保育施設等や地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定めた、第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画が、いずれも令和6年度末をもって計画年限を迎えることとなりました。

また、令和5年4月1日には、こども家庭庁があらたに発足するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することを目的にこども基本法が施行されました。同法の第9条において、国は、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めるとされており、第10条では、市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(市町村子ども計画)を定めるように努めるとされています。

本市で策定する市町村こども計画については、次期計画(第5期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画)を、包含するものとし、本市のこども施策に関する事項を一体的に定めることとします。

こうしたことから、次の項目について児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会に対し、諮問いたします。

【諮問内容】

今後公表が予定されているこども大綱を踏まえ、こども基本法第10条に規定する尼崎市こども計画の策定について

以 上

6 答申書

令和7年2月7日

答 申 書

尼崎市長 松本 眞 様

尼崎市教育委員会
教育長 白畑 優 様

尼崎市子ども・子育て審議会
会長 瀧川 光治

尼崎市こども・若者総合計画の策定について（答申）

尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）では、令和5年8月3日付尼こ青第392号及び尼教就第206号にて、尼崎市長及び尼崎市教育委員会教育長から「尼崎市こども計画の策定等について」諮問を受けましたので、審議会の下部組織として計画策定推進部会（以下「部会」という。）を設置し、審議会及び部会にて必要な調査審議を重ね、計画の内容の検討を実施して参りました。

つきましては、別紙のとおり答申書を取りまとめしましたので、ご報告いたします。

以 上

7 尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日 条例第41号
改正 平成25年3月7日 条例第18号
平成30年6月22日 条例第38号
令和3年3月8日 条例第9号
令和5年3月9日 条例第8号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 大人の役割等(第4条-第8条)

第3章 子どもの主体性のはぐくみ(第9条・第10条)

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進(第11条・第12条)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み(第13条-第18条)

第6章 子どもの人権の侵害の禁止等(第19条-第22条)

第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会(第23条-第28条)

第8章 雑則(第29条-第32条)

付則

子どもは、今を生きる存在であるとともに、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

全ての子どもの健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々と関わりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にするとともに、他者を尊重する心、規範意識等が育まれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会を創ることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければならない。

大人が子どもに関わる時は、子ども一人一人が権利の主体として独立した人格を有し、尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っており、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちの全ての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民の願いです。

そのために、全ての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(令3条例9・一部改正)

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及

び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(令3条例9・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)子ども 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は子ども施設に在籍する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2)子どもの人権 子どもが生まれながらにして有する権利で、児童の権利に関する条約において児童の権利として定められたものをいう。
- (3)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4)地域住民 本市の区域内に住所又は勤務場所を有する者(子どもを除く。)及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5)子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は本市の区域内に存するものをいう。
- (6)事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7)関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8)要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態若しくは発達支援(発達障害者支援法(平成16年法律 第167号)第2条第4項に規定する発達支援をいう。)が必要な状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(平30条例38・令3条例9・一部改正)

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1)子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2)子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3)保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4)福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1)子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2)乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3)子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 要支援の状態にある子ども(以下「要支援の子ども」という。)の早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。
- (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。
- (4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

(子どもの主体性のはぐくみ)

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

- (1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 社会生活上の決まりを守ること。

(3)他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(子どもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動(以下これらを「子どもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

(子どもに関する施策の策定及び推進)

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1)子どもの健康の保持及び増進に関すること。

(2)子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境及び子どもの豊かな心を育む教育環境の整備に関すること。

(3)子ども同士の関わり合い及び子どもの多様な体験の機会の創出に関すること。

(4)子どもの主体的活動の機会の創出に関すること。

(5)子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。

(6)子どもの人権に関する学習の機会の創出に関すること。

(7)前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境の整備に関すること。

(令3条例9・一部改正)

(推進計画等)

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定するもののほか、市長は、推進計画の策定に当たり必要があると認めるときは、尼崎市子どものための権利擁護委員会(第7章を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 第2項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

7 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じ、子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、又は審議会若しくは委員会の意見を聴いて、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

(平25条例18・令3条例9・一部改正)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

(地域社会の子育て機能の向上)

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1)保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2)子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。

3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし書の規定

に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第18条 削除

(令5条例8)

第6章 子どもの人権の侵害の禁止等

(令3条例9・追加)

(子どもの人権の侵害の禁止)

第19条 何人も、子どもの人権を侵害してはならない。

(令3条例9・追加)

(子ども人権侵害に係る相談及び子どもの救済)

第20条 何人も、子どもの人権の侵害(以下「子ども人権侵害」という。)があったと思料するときは、市長に対して、当該子ども人権侵害について相談し、又は当該子ども人権侵害を受けた子どもの救済を申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の規定による相談又は申立てがあったときは、速やかに、当該相談又は申立てに係る子ども人権侵害について、当該相談に係るものにあつては委員会に意見を聴き、当該申立てに係るものにあつては委員会にその子どもの救済を付託しなければならない。

(令3条例9・追加)

(救済のための措置等)

第21条 委員会は、子ども人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、市長その他市の機関(以下「市長等」という。)若しくは当該子ども若しくはその関係者(以下この項及び次条第2項において「関係者」という。)への助言及び支援その他の措置を講じ、又は市長等若しくは関係者に対して、当該子どもの救済に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告(以下「救済勧告」という。)を受けた者は、当該救済勧告の内容を尊重しなければならない。

- 3 委員会は、救済勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該救済勧告の内容を公表することができる。

(令3条例9・追加)

(救済勧告に係る措置の報告)

第22条 市長等は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するものとする。

- 2 関係者は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するよう努めなければならない。

(令3条例9・追加)

第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会

(令3条例9・追加)

(設置)

第23条 子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の付属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(令3条例9・追加)

(所掌事務)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)をつかさどる。

- (1)第12条第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(2)第20条第2項並びに第21条第1項及び第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3)前号に掲げるもののほか、子ども人権侵害に関して必要な調査その他の行為を行うこと。

(4)子どもの人権の擁護に関する事項に関し、市長等、保護者、地域住民、子ども施設、事業者又は関係機関に意見を述べ、及びその内容を公表すること。

(5)子どもの人権の擁護に関する啓発を行うこと。

(6)前各号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(令3条例9・追加)

(組織等)

第25条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 委員は、子どもの人権の擁護について専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 専門委員は、前項に規定する者のうちから市長が委員長の見解を聴いて委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

7 前2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、第5項中「2年」とあるのは、「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と読み替えるものとする。

8 委員(専門委員を含む。以下この項、次項及び第27条第3項において同じ。)は、心身の故障のためその職務を執行することができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令3条例9・追加)

(委員長)

第26条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(令3条例9・追加)

(招集等)

第27条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令3条例9・追加)

(委任)

第28条 第25条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(令3条例9・追加)

第8章 雑則

(令3条例9・旧第6章繰下)

(調査研究)

第29条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(平30条例38・旧第18条繰下、令3条例9・旧第19条繰下)

(財政上の措置)

第30条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平30条例38・旧第19条繰下、令3条例9・旧第20条繰下)

(委員会への協力等)

第31条 市長等は、委員会の所掌事務の遂行に関し、積極的に協力し、及び支援するとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

2 保護者、地域住民、子ども施設(市が設置するものを除く。)、事業者及び関係機関は、委員会の所掌事務の遂行に協力するよう努めるとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

(令3条例9・追加)

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平30条例38・旧第20条繰下、令3条例9・旧第21条繰下)

付 則 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(令3条例9・旧付則・一部改正)

(委員会の招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第27条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令3条例9・追加)

付 則 (平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年6月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年3月8日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

2 尼崎市子ども・子育て審議会条例(平成25年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 (令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。

8 尼崎市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月7日 条例第18号
改正 令和2年12月25日 条例第46号
令和3年3月8日 条例第9号
令和5年7月3日 条例第29号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長及び尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の付属機関として、審議会を置く。

(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項に規定する事項

(2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項

(3)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項第1号から第3号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援(同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

(4)尼崎市子どもの育ち支援条例(平成21年尼崎市条例第41号)第12条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第7項の規定によりその権限に属させられた事項

(5)前各号に掲げるもののほか、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育について市長又は教育委員会が必要と認める事項

(令3条例9・令5条例29・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1)学識経験者

(2)児童福祉又は学校教育の関係者

(3)子ども及びその保護者を支援する団体の代表者

(4)事業主又は労働者の代表者

(5)市民の代表者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(令2条例46・一部改正)

(任期)

第4条 委員(特別委員を除く。次項及び次条第2項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員(特別委員を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。

4 第5条第3項及び第4項、第6条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市民の福祉に関する条例(昭和58年尼崎市条例第9号)第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会(以下「社会保障審議会」という。)の委員でその児童専門分科会(尼崎市社会保障審議会規則(平成21年尼崎市規則第17号)第5条第1項第2号に掲げる専門分科会をいう。)に属しているものは、この条例の施行の日に審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における社会保障審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(尼崎市民の福祉に関する条例の一部改正)

4 尼崎市民の福祉に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正)

5 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(令和2年12月25日条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。

付 則(令和3年3月8日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年7月3日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

9 尼崎市子ども・子育て審議会委員名簿

■尼崎市子ども・子育て審議会

(敬称略)

選出区分	氏 名	所属等	備考
学識経験者	○ 伊 藤 嘉余子	大阪公立大学教育福祉学類	
	猪 田 裕 子	神戸親和大学教育学部 児童教育学科	
	◎ 瀧 川 光 治	大阪総合保育大学児童保育学部	
	田 邊 泰 美	園田学園女子大学短期大学部 幼児教育学科	
	大 和 晴 行	武庫川女子大学文学部教育学科	
	中 井 清津子	びわこ学院大学教育福祉学部 子ども学科	
児童福祉又は学 校教育の関係者	峯 本 千 鶴	尼崎市立小学校長会	
	真 島 清 行	尼崎市立中学校長会	～令和6年3月末日
	西 田 育 代		令和6年4月1日～
	川 端 丈 彦	兵庫県尼崎こども家庭センター所長	
	梅 本 誠	尼崎市法人保育園会	
	守 永 貴美恵	尼崎市PTA連合会	
	濱 名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会	
	藤 木 芳 博	尼崎市社会福祉協議会	
	藤 原 春 美	尼崎市民生児童委員協議会連合会	
	山 本 千 尋	尼崎市医師会	
子ども及びその 保護者を支援す る団体	仲波名 正 子	尼崎市子育てサークル実行委員会	
	中 桐 康 晴	尼崎市子ども会連絡協議会	
事業主又は労働 者の代表者	堂 園 隆 司	尼崎労働者福祉協議会	
	宮 内 雅 也	尼崎経営者協会	
市民の代表	山 縣 恒 実		
	平之内 隆 生		

◎：会長、○：副会長

■尼崎市子ども・子育て審議会計画策定・推進部会

選 出 区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	◎ 伊 藤 嘉余子	大阪公立大学教育福祉学類	
	瀧 川 光 治	大阪総合保育大学児童保育学部	
	大 和 晴 行	武庫川女子大学文学部教育学科	
	伊 藤 篤	甲南女子大学人間科学部 総合こども学科	特別委員
	松 島 京	相愛大学人間発達学部	特別委員
児童福祉又は学 校教育の関係者	峯 本 千 鶴	尼崎市立小学校長会	
	真 島 清 行	尼崎市立中学校長会	～令和6年3月末日
	西 田 育 代		令和6年4月1日～
	梅 本 誠	尼崎市法人保育園会	
	濱 名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会	
	藤 原 春 美	尼崎市民生児童委員協議会連合会	
子ども及びその 保護者を支援す る団体	仲波名 正 子	尼崎市子育てサークル実行委員会	
市民の代表	山 縣 恒 実		
	平之内 隆 生		

◎：部会長

10 計画の策定経過

年月日		会議・調査等	概要
令和5年度	令和5年 8月3日	第1回 子ども・子育て審議会	1) 計画策定に関する諮問
	8月3日	第1回 計画策定・推進部会	1) こども基本法及び市町村こども計画について 2) こどもの意見聴取について ～(株)Liquitousプレゼンテーション～
	10月26日	第2回 計画策定・推進部会	1) こども大綱の策定に向けて(中間整理)(案)報告 2) 尼崎市立ユース交流センターについて 3) こどもの意見聴取の取組について(たたき台)
	11月7日	第2回 子ども・子育て審議会	1) 現行計画の進捗について ほか
	令和6年 2月19日	第3回 計画策定・推進部会	1) 子どもの育ちセンター「いくしあ」の取組について 2) 「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」について 3) 「尼崎の現状」について
	3月22日	第3回 子ども・子育て審議会	1) (仮称) 尼崎市こども計画の骨子等(たたき台)について 2) 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の実施について
令和6年度	4月23日～ 5月20日	子ども・子育てニーズ 調査の実施	市内の未就学児及び小学生のいる世帯の保護者を対象にアンケート調査を実施
	6月25日	第1回 計画策定・推進部会	1) ニーズ調査結果の概要について 2) (仮称) 尼崎市こども計画について①(Ⅰ章・Ⅱ章) 3) こども意見聴取 本市の取組について(報告) 4) 保護者アンケートの実施について(報告)
	7月13日～ 8月31日	子育て環境に関するア ンケートの実施	市内のこどもの保護者・養育者を対象にWEBアンケート調査を実施
	8月11日 9月22日	コドモワカモノボイス アクション	ワークショップの実施(2回開催)
	10月3日	第1回 子ども・子育て審議会	1) 本市のこども施策の取組について～次期計画((仮称) 尼崎市こども計画)おける現状・課題の整理～ 2) (仮称) 尼崎市こども計画について(Ⅰ章・Ⅱ章)
	10月24日	第2回 計画策定・推進部会	1) (仮称) 尼崎市こども計画について 2) 第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の記載内容について
	11月18日	第2回 子ども・子育て審議会	1) (仮称) 尼崎市こども・若者総合計画について 2) 第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画について
	12月16日～ 令和7年 1月8日	パブリックコメントの 実施	市役所、アマブラリ、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、中央・北図書館、市ホームページ等で計画素案を公開し、意見聴取
	1月27日	第3回 子ども・子育て審議会	1) 尼崎市こども・若者総合計画(素案)に対するパブリックコメントについて(報告) 2) 尼崎市こども・若者総合計画(素案)の修正について

尼崎市こども・若者総合計画（資料編）

令和7年3月

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18-5 アマブラリ3階

TEL：06-6423-9996 FAX：06-6409-4355